

医 薬 安 発 0722 第 2 号
令 和 6 年 7 月 22 日

各関係団体長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」及び
「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」について

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長等宛てに通知を
発出しましたので、会員及び関係者への周知につきご配慮いただきますようお願いいたします。

以上

別添

医薬安発0722第1号
令和6年7月22日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」及び
「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
高齢化の進展に伴い、加齢による生理的な変化や複数の併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用等によって、安全性の問題が生じやすい状況にあることから、平成29年4月に「高齢者医薬品適正使用検討会」を設置し、高齢者の薬物療法の安全確保に必要な事項の調査・検討を進めており、これまでに「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別）」）及び「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」を取りまとめ、「「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」について」（令和3年3月31日付け医政安発0331第1号・薬生安発0331第1号厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長及び厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長連名通知）等により周知したところです。

今般、本年6月に開催された同検討会での議論を経て、別添のとおり「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」の改訂版（様式事例集の改訂を含む）、「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」別表3・別表4の改定及び「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」を取りまとめたので、貴管下医療機関等において、医薬品に係る医療安全推進のため、ご活用いただきますよう、周知方お願いいたします。

以上

病院における高齢者のポリファーマシー 対策の始め方と進め方

令和6年7月改訂版

はじめに

本書は、ポリファーマシー※対策の取組を始める際や業務運営体制を体系的に構築・運営する際に役立てていただくため、以下の2つを目的としてとりまとめたものである。

1つ目は、ポリファーマシー対策を始める病院が取組初期に直面する課題を解決するためのスタートアップツールとして活用してもらうことを目的としており、この内容を第1章にまとめた。2つ目は、ポリファーマシー対策をある程度進めている病院が業務手順書を整備し、業務をより効率的に行う参考資料として活用してもらうことを目的としており、この内容を第2章にまとめた。なお患者が地域に戻る際に地域包括ケアシステムを担う医療・介護関係者との連携が欠かせないことから、地域の関係施設との連携についても記載している。

本書は、高齢者の医薬品適正使用の指針（以下、指針）を活用し、ポリファーマシー対策の取組を進めるツールとして作成されたものであることから、主たる利用対象は医師、歯科医師、薬剤師を中心としながらも、広くポリファーマシー対策にかかわる医療関係者も利用対象として想定している。また、病院を対象としたものであるが、診療所等においても適用できる内容については活用していただき、ポリファーマシー対策が進展することを期待する。

* 本文では、指針・総論編及び各論編（療養環境別）で参照すべき箇所を「総論編 p.●を参照」「各論編 p.●を参照」などとして示している。本書とあわせてご確認ください。

用語集

用語	解説
薬物有害事象	薬剤の使用後に発現する有害な症状又は徴候であり、本書では薬剤との因果関係の有無を問わない概念として使用している。薬剤との因果関係が疑われる又は関連が否定できないものとして使用される「副作用」とは区別している。
ポリファーマシー	単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランスの低下等の問題につながる状態を指す。
薬剤調整を支援する者（薬剤調整支援者）	ポリファーマシー対策に関する一定の知識を有し、地域での医療・介護提供において個別の患者の処方状況・服薬状況を把握し、当該患者の状態にあった適切な処方・服用を実現するために、当該患者のポリファーマシーの課題に対して責任をもって、当該患者に関わりのある医療機関や薬局等に働きかけ（処方変更の提案等）を行うことを通じて当該患者を支援する者。 ※本書において便宜的に使用した用語である ※制度等において設置を義務付けるものではない

目 次

第1章 ポリファーマシー対策の始め方	1
1. ポリファーマシー対策を始める前に	1
(1) 院内の現状を把握する	1
(2) 院内の理解を深める	2
(3) 院外関係施設の理解を得る	2
(4) 外来患者のポリファーマシーに目を向ける	3
(5) 患者やその家族との関係を構築する	3
(6) 患者やその家族への説明資材を準備する	3
2. 身近なところから始める方法	4
(1) 担当者を決める	4
(2) 小規模から始める	4
(3) 対象患者は対応可能な範囲で決める	5
(4) 既にある仕組みやツールを活用する	5
3. ポリファーマシー対策を始める際の課題と対応策	8
(1) 「人員不足で、対象患者の抽出や、検討する時間を作れない」	8
(2) 「多職種連携が十分でない」	8
(3) 「患者の服用薬の一元的把握ができない」	9
(4) 「ポリファーマシーであるかを判断することが難しい」	10
(5) 「医師が自科以外の処方薬を調整することが難しい」	11
(6) 「病態全体をとらえることが難しい」	11
(7) 「見直し後の処方内容をかかりつけ医へフィードバックする体制が構築 されていない」	12
(8) 「患者の理解が得られない」	12
第2章 ポリファーマシー対策の進め方	12
1. ポリファーマシー対策の体制づくり	13
(1) ポリファーマシーの概念を確認する	13
(2) ポリファーマシー対策の目的を確認する	13
(3) 資料を取りそろえる	13
(4) 運営ルールをつくる	14
(5) 人員体制をつくる	14
(6) 地域包括ケアシステムを担う医療・介護関係者等との連携体制をつく	

る	16
(7) ポリファーマシー対策の成果をモニタリングする.....	18
(8) デジタル技術を活用してポリファーマシー対策を進める.....	18
(9) 費用について考慮する	20
2. ポリファーマシー対策の実施	21
(1) 入院患者へ対応する.....	21
(2) 外来患者へ対応する.....	29
(3) 職員への啓発活動を行う.....	30
(4) 医療機能による違いを考慮する.....	31
3. 様式事例集.....	32
第3章 本書の検討体制	33

第1章 ポリファーマシー対策の始め方

1つ目は、ポリファーマシー対策を始める病院が取組初期に直面する課題を解決するためのスタートアップツールとして活用してもらうことを目的としており、この内容を第1章にまとめた。

1. ポリファーマシー対策を始める前に

一律の剤数／種類数のみに着目するのではなく、安全性の確保等からみた処方内容の適正化が求められることを理解し、ポリファーマシー対策に取り組む必要がある。

- ・薬剤によっては、急な中止により離脱症状が発現したり、罹患疾患を悪化させる場合もある。薬物療法の適正化のためのフローチャート（→[総論編 p.9 図 4-2](#)）や薬剤ごとの「高齢者で汎用される薬剤の基本的な留意点」（→[総論編 p.19 以降別表 1](#)・[各論編 p.33 以降別表 1](#)を参照）を十分考慮する。
- ・処方・剤形の工夫（→[総論編 p.16 表 3](#)を参照）・非薬物的対応（→[各論編 p.5](#)を参照）・服薬アドヒアランスの改善（→[各論編 p.8](#)を参照）などが可能かどうか、逆に過少医療が疑われる場合は処方追加も含め、検討する。

（1）院内の現状を把握する

ポリファーマシー対策を始める前に、対象患者数の把握や職員の意識調査を行うと、介入対象を絞り込みやすくなり、対策導入後のアウトカム評価も行いやすくなる。

- ・現場の職員がポリファーマシーや多剤服用に関して実際に困っていることを把握することが、対策に取り組むモチベーションの向上やアウトカム評価につながることもある。

⇒導入前に把握する事項については、p.18「**第2章 1.（7）ポリファーマシー対策の成果をモニタリングする**」を参照

表1 ポリファーマシーに関して現場で困っていることの例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・入院時の持参薬に実際には服用していない薬剤が含まれている・服用薬剤数が多く、看護師による服用方法の説明・管理が難しい・ポリファーマシーに関連してせん妄や転倒が発生する |
|--|

(2) 院内の理解を深める

院内勉強会や会議でポリファーマシーを取り上げ、院内の理解を深めることで協力者を増やし、連携しやすくなる。

- ・医療安全研修、医薬品安全研修など参加が義務づけられている既存の勉強会や、病棟での会議でポリファーマシー対策や症例（→[各論編 p.37 別表2](#)を参照）を取り上げると効果的である。

⇒職員への啓発活動については、p.30「第2章2.（3）職員への啓発活動を行う」を参照

- ・管理者は、ポリファーマシーの趣旨を理解し、ポリファーマシーに対する施設の基本方針を策定、共有する。
- ・病棟では服薬状況や患者の状態など、より詳細な情報を聞き取ったうえで現状を把握し、その内容等を病院内の会議にて多職種の目線で検討することで、より具体的な対応策を講ずることが出来る。

(3) 院外関係施設の理解を得る

地域の医療機関・薬局に対し、ポリファーマシー対策を始めることに理解を得て、処方見直しの取組が継続されるようにする。

- ・院内の取組であっても、院外関係施設の理解を得ていないとポリファーマシー対策を行った患者が退院後に元の処方に戻ってしまう場合がある。これを回避するためにもポリファーマシー対策を始める前に地域の医療機関・薬局にも取組を理解してもらうことが重要である。

⇒地域との連携体制づくりについては、p.16「第2章1.（6）地域包括ケアシステムを担う医療・介護関係者等との連携体制をつくる」を参照

⇒地域と連携すべき情報については、p.11「表6」を参照

(4) 外来患者のポリファーマシーに目を向ける

- ・外来患者に対して、ポリファーマシーの可能性があるかについて把握した上で、お薬手帳の確認や電子処方箋の処方・調剤情報の確認、診察時における聞き取りなどを行う。患者から処方薬が多いという訴えがあるかどうかを確認すると、ポリファーマシー対策の実施のきっかけになる。こうした聞き取りを通じて、服用による体調不良の可能性が確認された場合には、なるべく早く受診し、相談するように勧める。

(5) 患者やその家族との関係を構築する

- ・ポリファーマシー対策を進めるにあたって、患者や患者家族にポリファーマシーの問題を理解してもらい、共に取り組みを進めていくためには、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師などが日頃から患者と何でも相談できる関係を構築することが重要である。
- ・かかりつけ薬剤師が患者の薬剤を一元管理しやすくするために、院外処方を行う場合は、可能な限りかかりつけ薬剤師がいる薬局で調剤してもらうよう患者に促す。

(6) 患者やその家族への説明資材を準備する

- ・患者や患者家族にポリファーマシーの問題を理解してもらうため、説明用のリーフレット等をいつでも活用できるよう準備しておく。

(患者や患者家族への説明資材の例)

- ・一般社団法人くすりの適正使用協議会ウェブサイト「あなたのくすりいくつ飲んでいきますか」(URL は以下) 内にパンフレット、ポスター、動画のリンクがある。

<https://www.rad-ar.or.jp/knowledge/post?slug=polypharmacy>

図1 一般社団法人くすりの適正使用協議会ウェブサイト「あなたのくすりいくつ飲んでいきますか」のパンフレット(図左)、ポスター(図右)のイメージ



2. 身近なところから始める方法

(1) 担当者を決める

担当者を明確にすると、情報が一元的に集まり効率的に業務を行える。

- ・担当窓口となる医師や薬剤師を配置して情報を集約しつつ、業務が集中しないよう、担当者のチーム内でコミュニケーションを取りながら進める。

(2) 小規模から始める

ポリファーマシー対策に関心のある仲間以小規模に取り組むと、活動やモチベーションを維持しやすい。

- ・研修会でポリファーマシーをテーマに取り上げるなど、職員の学びの機会を増やし、ポリファーマシー対策への理解が深まることで協力する意識が高められ、仲間をつくりやすくなる。

⇒学びの機会を増やす方法については、p.2「第1章1.(2) 院内の理解を深める」、p.30「第2章2.(3) 職員への啓発活動を行う」を参照

- ・事前の意識調査に基づいて各部門から関心の高い職員を推薦してもらうとよい。
- ・主治医¹が病棟薬剤師、看護師と連携の上、処方見直しを検討する方法もある。

⇒主治医を中心として小規模で処方見直しを検討する方法については、p.21「第2章2.(1) 図2」、p.23「第2章2.(1) 4)」を参照

¹本文中の「主治医」については、断りがない限り入院中の主治医を指し、病院外的主治医は「かかりつけ医」として表記し、区別している。

(3) 対象患者は対応可能な範囲で決める

病棟・診療科、対応時間、対象患者の優先順位をつけることで活動を導入・維持しやすくなり、目的も明確になる。

- ・対象患者の抽出方法として、担当看護師や病棟薬剤師など、患者の状況を日々把握している立場から提案してもらう方法もある。

⇒対象患者のスクリーニング方法については、p.24「第2章2.(1)5)ア)処方見直し対象患者をスクリーニングする」を参照

表2 対象患者の抽出条件の例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・薬剤起因性老年症候群（→総論編 p.10 表1を参照）が疑われる場合・特に慎重な投与を要する薬物（PIMs（Potentially Inappropriate Medications））が処方に含まれる場合・入院時転倒スクリーニングの結果、リスクが認められる場合 |
|--|

(4) 既にある仕組みやツールを活用する

既に病院で活動している医療チームや既存ツール（表4）にポリファーマシーの視点を導入することで取り組みやすくなる場合もある。

- ・病棟横断的な専門医療チーム（→表3を参照）のほか、入院前支援チーム、退院支援チームなどの活動に、各医療チームに関連したポリファーマシー対策の視点を加える²と、チーム活動とポリファーマシー対策の成果が有機的に結びつき、ポリファーマシー対策を効率的かつ効果的に行うことができる。また、既存の病院内の会議での検討事項にポリファーマシーの視点を加える方法もある。

²例えばNSTの場合、ポリファーマシーによって食欲低下や嚥下障害が起きている場合、ポリファーマシーの解消によりこれらの問題点が解消されることで栄養状態の改善につながる。

表3 病棟横断的な専門医療チームの例

・栄養サポートチーム（NST）	・緩和ケアチーム
・皮膚・排泄ケアチーム	・認知症ケアチーム
・褥瘡対策チーム	・せん妄対策チーム

表4 既存ツール等へのポリファーマシー対策の取り入れ方

職種	ツール等	活用方策
医師・歯科医師	診療情報提供書	- 処方見直し内容やその理由の記載欄を加える。 - 薬剤師が薬剤等に関するサマリーを記載できる欄を設ける。
薬剤部等の薬剤師	入院時持参薬の記録様式	ポリファーマシーが疑われる旨のチェック欄とその判断理由の記載欄を加える。
	薬剤管理サマリー ³	服薬状況を把握し、処方見直し内容やその理由を記載する。
	お薬手帳	服薬状況を把握し、一般用医薬品等を含む服用情報について記載。
	電子処方箋	処方状況を把握し、処方の見直しを行う。
	診療情報提供書	薬剤師が薬剤等に関するサマリーを記載できる欄に処方見直し内容やその理由を記載する。
看護師	看護サマリー	服薬状況を把握し、処方見直し内容やその理由の記載欄を加える。
事務職員等	電子カルテ	ポリファーマシーの観点も踏まえて電子カルテを運用する（活用する）。 (例) PIMs に該当する薬剤の処方時に警告メッセージが出るようにする。

³日本病院薬剤師会作成の薬剤管理サマリー等

—	退院時カンファレンス	退院時カンファレンスの際、処方見直し内容やその理由を関係者に伝える。
薬局薬剤師	服薬情報等提供書（トレーシングレポート）	患者の意向、処方見直し案やその理由の記載欄を加え、記載する。
	お薬手帳	処方状況を把握し、処方の見直しを行う。
	入院前・入院時の薬剤情報提供書（入院前・入院時薬剤サマリー）	かかりつけ患者が入院するときに服用状況を記載する。
	薬剤管理サマリー返書	病院からの薬剤管理サマリーに対する返書

3. ポリファーマシー対策を始める際の課題と対応策

(1) 「人員不足で、対象患者の抽出や、検討する時間を作れない」

- ・ポリファーマシー対策にかかる業務量を見える化し、事務職員や医師事務作業補助者などが医療職の代わりに行える業務を整理し、タスクシフティングする⁴。
- ・ポリファーマシーの観点も踏まえて電子カルテを運用（活用）し、ポリファーマシーが疑われる症状のカルテ記載や、年齢、処方薬数、薬剤種類などの条件から、対象患者を自動的に抽出できるようにする。
- ・直接集まって会議を行う時間が設けにくい場合、電子カルテや院内メールなどを介して検討内容を事前共有し、会議を短時間で出来るよう工夫する。

＜工夫事例＞

- ・全ての薬剤師が対応するのではなく、対応可能な薬剤師が取り組む。
- ・対応可能な薬剤師が増えるよう、業務効率化に資するテンプレートを作成・活用する。
- ・ポリファーマシー対策の対象とする年齢や薬剤数を限定して対象患者数が多くなりすぎないようにする。

(2) 「多職種連携が十分でない」

- ・各職種がポリファーマシー対策における役割⁵（→各論編 p.7 表 1 及び p.54 別表 3 を参照）を明確にすることで、患者の生活の質（QOL:Quality of Life）の維持向上という共通の目的のもとに、処方見直しに有用な情報を共有する多職種連携・協働⁶を図りやすくなる。

⁴その他の例として、ポリファーマシー対策チームの助言などによりプロトコルをあらかじめ策定しておく PBPM(Protocol Based Pharmacotherapy Management)を導入することで、チームの介入に拠らず処方見直しを進めることが可能になる場合もある。

⁵管理栄養士であれば食欲や栄養状態の改善、理学療法士であれば ADL (Activities of Daily Living) やリハビリテーションの効果、事務職であれば患者の在院日数の短縮など、各職種に応じた役割や目的がある。

⁶薬剤師は入院予定の患者の情報をいち早く入手し、退院後のフォローを行うため、地域連携室やソーシャルワーカーとの連携を深めることが求められる。

（より具体的な対応策）

- ・ポリファーマシー対策の担当者が、他の多職種によるチームカンファレンスに積極的に参加し連携を図る。
- ・電子カルテに会議の内容を記載し、多職種で情報共有して連携を図る。
- ・院内の既存の医療チーム活動の中にポリファーマシー対策の要素を含める。

⇒p.5「第1章2.（4）既にある仕組みやツールを活用する」を参照

- ・ポリファーマシー対策の相談窓口が見える化する。
- ・担当窓口となる医師や薬剤師を配置して情報を集約しつつ、業務が集中しないよう、担当者のチーム内でコミュニケーションを取りながら進める。

（3）「患者の服用薬の一元的把握ができない」

- ・お薬手帳の活用については、表5に挙げる課題と対応策のほか、[各論編 p.8](#)に挙げるお薬手帳の活用方法や留意点も考慮すべきである。また、電子版お薬手帳などにより薬剤情報を電子的・一元的に管理する方法も活用しながら、患者の処方状況を正確に把握する。

表5 お薬手帳がうまく活用されていない課題とその対応策や活用方法

課題		課題への対応策	活用方法
患者側	・持参しない ・1冊にまとめていない	・日頃から患者教育 ⁷ を行う ・啓発パンフレットの配布・活用	体調変化や一般用医薬品等についても記載する
医師・ 薬剤師側	患者がお薬手帳を持参しているか確認漏れがある	入院時・外来来院時のチェックリストにお薬手帳を含める	検査値、処方変更の理由なども記載する

⁷ 受診の際にお薬手帳を必ず携帯することや1冊にまとめて管理することなど、有効な活用方法について指導する。

- ・2023 年 1 月よりオンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋の処方・調剤情報の運用が開始された。また電子処方箋⁸やマイナポータルと連携した電子版お薬手帳などにより薬剤情報を電子的・一元的に管理する方法も活用しながら、患者の処方状況を正確に把握する。

＜ポリファーマシー対策における電子処方箋の活用事例＞

- ・一定数以上の処方薬剤数を超える場合、オーダー時にポップアップで注意喚起が表示されるよう設定している。
- ・同種同効薬の併用処方の際、該当薬剤の名称をオーダー時にポップアップで表示されるよう設定している。
- ・多職種間でカルテ上のポリファーマシー対策の内容が見えるようにした。
- ・病院薬剤部がポリファーマシー関係の書類に確実に目を通すことができるように、院内の書類確認経路を設定した。

（４）「ポリファーマシーであるかを判断することが難しい」

- ・ポリファーマシーが疑われる状態であるか、スクリーニング方法を活用しながら判断する。

⇒対象患者のスクリーニング方法については、p.24「第2章2.（１）５）ア）処方見直し対象患者をスクリーニングする」を参照

⁸令和5年度 厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬安全対策課委託事業「高齢者の医薬品適正使用推進事業に係る実態調査・検討一式」で実施したアンケート結果により、電子処方箋に対応している病院のうち、約2割の病院が電子処方箋をポリファーマシー対策で活用したことが把握された。

(5) 「医師が自科以外の処方薬を調整することが難しい」

- ・ **総論編 p.8 図 4-1** 及び **p.9 図 4-2** に示すフローチャートに沿って慎重に検討する⁹。その上で、他科の処方医に処方見直しを提案する際には、表6に示す事項を明示して提案するとよい。また、処方元の医師に処方意図や処方見直しにより起こりうる問題について照会し、助言や連携を得るとよい。

表6 他科の処方薬を見直す際の確認事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 処方見直しの明確な理由・ 処方見直しの手順・ 処方見直しにより起こりうる問題・ 処方見直しにより問題が起こった後の対応策、フォローアップ体制 |
|---|

(6) 「病態全体をとらえることが難しい」

- ・ 患者の既往歴や処方歴などの情報をより多く把握することに加え、潜在的な病態がある可能性を考慮し、高齢者総合機能評価（CGA）等による日常生活機能を踏まえて処方を見直す優先順位を判断する。

⁹総合診療医（総合内科医）や老年内科医がポリファーマシー対策を統括することや、複数の診療科の薬剤に詳しい薬剤師が処方調整の助言を行うことも考えられる。

(7) 「見直し後の処方内容をかかりつけ医¹⁰へフィードバックする体制が構築されていない」

- ・院内の医師と医師会との関係性なども総合的に活用して、地域医師会に対しポリファーマシー対策の啓発活動を行うなど、日頃から円滑な関係性を築いておく。

⇒地域への情報提供内容については、p.11「表6」を参照

- ・病院は、かかりつけ医だけでなく、かかりつけの薬剤師・薬局にも薬剤管理サマリーなどで情報提供を行い、見直し後の処方が維持されていることを確認・報告してもらえ連携を構築できるとよい。

⇒地域との連携体制づくりについては、p.16「第2章1.(6) 地域包括ケアシステムを担う医療・介護関係者等との連携体制をつくる」を参照

(8) 「患者の理解が得られない」

＜患者や家族に処方見直しの同意を得るための工夫＞

- ・その場で判断を求めず、考えておくように伝える。
- ・患者への安心・安全を配慮して一度に減量せず、必要に応じて時間をかけながら減量する。
- ・患者・家族の意思、理解度等を確認しながらメリット・デメリットを具体的にわかりやすく説明する

⇒患者への説明や理解を得る方法については、p.25「第2章2.(1)5)ウ) 患者・家族の意向を確認する」を参照

¹⁰本文中の「かかりつけ医」については、病院外の主治医を指し、入院中の主治医は断りがない限り「主治医」として表記し、区別している。

第2章 ポリファーマシー対策の進め方

1. ポリファーマシー対策の体制づくり

ポリファーマシー対策をある程度進めている病院が業務手順書を整備し、業務をより効率的に行う参考資料として活用してもらうことを目的としており、この内容を第2章にまとめた。なお患者が地域に戻る際に地域包括ケアシステムを担う医療・介護関係者との連携が欠かせないことから、地域の関係施設との連携についても記載している。

(1) ポリファーマシーの概念を確認する

- ・多剤服用とは、単に服用する薬剤数が多いことを指す。
- ・ポリファーマシーとは、単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態であり、何剤からポリファーマシーとするかについての厳密な定義はない。

⇒ポリファーマシーの概念については、「**総論編 p.2**」を参照

(2) ポリファーマシー対策の目的を確認する

- ・高齢者は加齢による生理的な変化や複数の併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用等によって安全性の問題が生じやすい状況があることから、薬物療法の適正化（薬物有害事象の回避、服薬アドヒアランスの改善、過少医療の回避）を目指し、高齢者の特徴に配慮したよりよい薬物療法を実践して問題の解消・改善を図ることがポリファーマシー対策の目的である。
- ・入院前及び退院後の医療機関・薬局とも連携を取り、処方意図や退院後の方針について確認しながら進める必要もあることから、地域包括ケアシステムにかかわる医療関係者との連携までを自院におけるポリファーマシー対策の取組として捉え、目的に含めることが望ましい。

(3) 資料を取りそろえる

表7 取りそろえておくべき資料

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」・「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別）」 |
|---|

・「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン 2015」(2016 年 10 月日本老年医学会)

※特に慎重な投与を要する薬物(PIMs)リスト、開始を考慮すべき薬物のリストも掲載されている

(4) 運営ルールをつくる

- ・ポリファーマシー対策チームが独立していること¹¹が望ましいが、医療安全のための委員会など他の組織がその機能を担うことも可能である。
- ・ルールは必ずしも規程化・明文化する必要はなく、朝礼や院内での打ち合わせの機会に、ポリファーマシーの対応について大まかな実施内容を決めることでもよい。
- ・なお、令和 6 年度診療報酬改定で薬剤総合評価調整加算を算定する際の要件に、ポリファーマシー対策に関する手順書の作成が加わった点に留意が必要である。

⇒設置規程の例については、「様式事例集①、②」を参照

(5) 人員体制をつくる

- ・多職種連携における各職種の役割¹² (→[各論編 p.7](#) を参照) や目的を決めることで、効率的・効果的な運営を行う。
- ・中小病院など人力的な制約がある場合、主治医¹³、薬剤師、看護師など最小限のメンバー構成とし、既存の医療チーム活動にポリファーマシーの視点を加えるなど柔軟に検討する。
- ・特に薬剤師は、ポリファーマシーの取組の主体となり、院内での小規模な会議において医師等との調整などにかかわっていくことが期待される。
- ・院内での小規模な会議の準備、調整、司会進行、議事録作成などの事務局機能については、医療職種以外の事務職員が担うことでもよい。

¹¹ポリファーマシー対策チームは病院組織上の設置義務がある組織ではないが、対策を進めていく上で、委員会を設置し活動の成果を報告することを通じて、院内の理解を深めることにもつながるため、院内組織に位置づけられるとよい。

¹²情報収集、対象患者の抽出、会議の司会進行、議事録作成、電子カルテへの記録など、専門性を要しない業務は持ち回りで行うことで継続的な運営やチームのモチベーション向上にもつながる。

¹³本文中の「主治医」については、断りがない限り入院中の主治医を指し、病院外的主治医は「かかりつけ医」として表記し、区別している。

⇒既存チーム活動への視点の加え方については、p5.「**第1章2.（4）既にある仕組みやツールを活用する**」を参照

(6) 地域包括ケアシステムを担う医療・介護関係者等との連携体制をつくる

- ・地域包括ケアシステムを担う医療・介護関係者等¹⁴との連携は、継続的な医療・介護を患者へ提供するために自院から地域への連携だけでなく、医療分野、介護分野、地域包括支援センターなど地域からのポリファーマシー対策に関する相談を受けるなど双方向の関係を築くことが重要である。
- ・個別の医療機関・薬局に連携の協力を求めるだけでなく、地域の医師会や薬剤師会¹⁵に対し、自院でのポリファーマシー対策への取組について理解を求めるようにする。
- ・地域ケア個別会議などの地域における多職種連携のための会合や、各職能団体や地方自治体が主催する研修会などに出向き、自院のポリファーマシー対策を説明し協力を求め、担当者（特に薬剤師¹⁶）の顔を覚えてもらい窓口として機能できる体制を構築するとよい¹⁷。
- ・患者の退院後も地域のかかりつけ医・かかりつけ薬局および介護施設などと連携し、服用状態に応じた処方が出来ているか留意する。

(地域連携室を活用する仕組みをつくる)

- ・地域連携室が患者から得る情報、患者に渡す情報にポリファーマシー対策の視点を加える。またポリファーマシー対策の担当者が地域連携室から情報を得る仕組みをつくる。仕組みづくりにあたり、地域連携室に薬剤師が助言を行う。

(地域連携を担当する薬剤師を配置する)

- ・既存業務との兼任で入退院時の患者のフォローアップを担当する薬剤師を配置し、地域の医療介護職種などとの間でポリファーマシー対策への協力体制を構築し、効果を上げている病院もある。

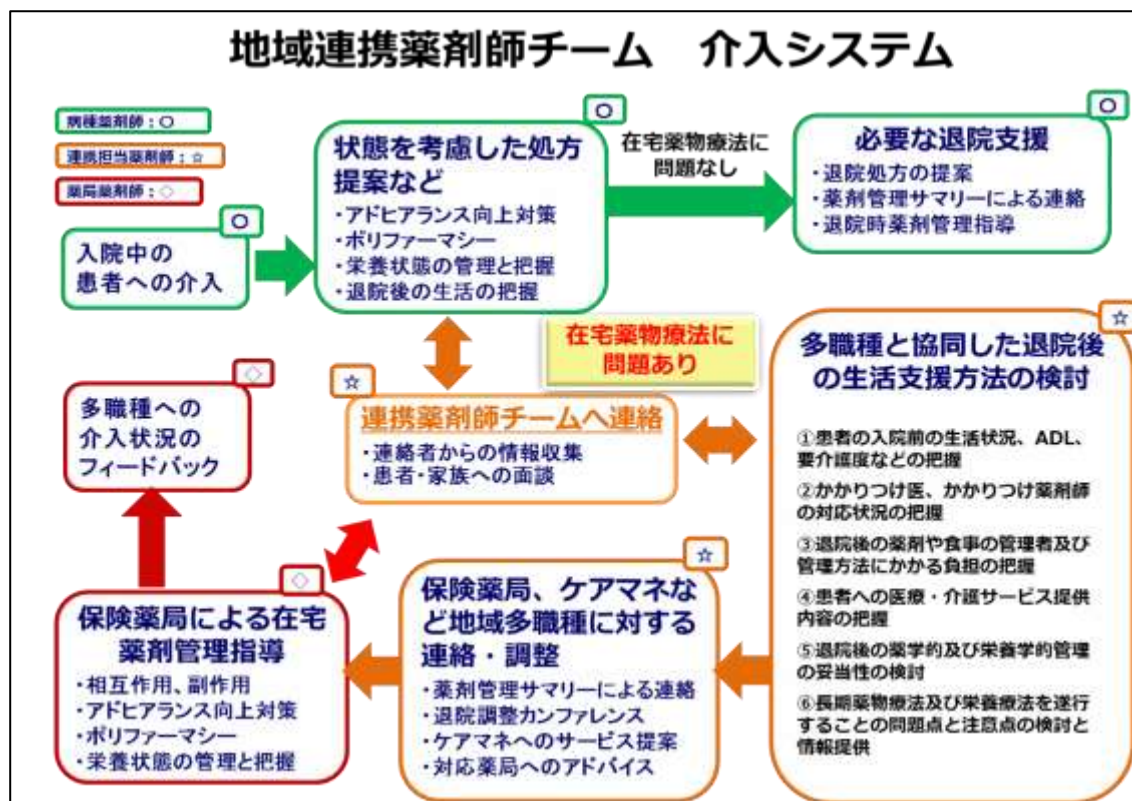
¹⁴連携先としては、医療分野の職能団体、病院、診療所、薬局など個別の医療関係施設がある。また、介護分野として、介護支援専門員の所属する職能団体、個別の介護事業所・施設も連携先となる。

¹⁵地域の医師会からポリファーマシー対策への理解を得ることは、個別の診療所と調整を行うよりも円滑に話が進む場合がある。また、地域の医師会によるポリファーマシー対策への理解が進むと院内医師におけるポリファーマシー対策への意欲が向上する場合がある。行政の参加で連携がうまくいく場合もあり、可能な限り行政にも声をかけるとよい。

¹⁶患者の通院・入院・在宅のどの場面でも切れ目ない薬物療法を提供できるように、薬局薬剤師と病院薬剤師が情報を共有し、入院・退院をしてからも充実した医療が受けられるようサポートをする体制が重要である。

¹⁷自院が主催する会合や研修会に連携先の関係者を招くなどの交流や、地域医療支援病院における地域の医療従事者への研修の一環として行うことも有効である。

図2 地域連携を担当する薬剤師によりポリファーマシー対策への協力体制を構築している例



(7) ポリファーマシー対策の成果をモニタリングする

- ・ポリファーマシー対策の成果をモニタリングし、活動の改善や活動に対する理解や職員のモチベーション向上につなげる。
- ・モニタリングの指標は院内で把握可能な内容のほか、連携する医療機関・薬局などに対するアンケート調査を行ってもよい。

表8 成果把握のためのモニタリング指標

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・処方見直しの対象となる患者数・年齢・疾患などの特性の推移・対象患者の処方薬剤数・服用回数の推移、処方見直しの理由・診療報酬の算定状況の推移（薬剤総合評価調整管理料、薬剤総合評価調整加算、薬剤調整加算など）・薬剤費の推移・ポリファーマシー対策に関する地域における活動回数（勉強会、会合など）・ポリファーマシーに関与した職員数（職種、人数）・ポリファーマシーやその必要性に対する職員の理解度・関心度・処方見直しを行った患者に対する退院後の処方内容の維持状況・処方見直しを行った患者に対する退院後の処方見直しに起因する問題発生状況 |
|---|

(8) デジタル技術を活用してポリファーマシー対策を進める

- ・電子カルテシステム、電子版お薬手帳や情報通信端末等のツールの活用により、ポリファーマシー対策の実施に伴う業務¹⁸をより効率的に行えるようになると期待される。
- ・なお、疾病情報などの個人情報扱うことから、院外関係者へ情報提供を行う際には、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス¹⁹」

¹⁸ポリファーマシー対策の対象となる患者の抽出、多職種間での医療情報共有・意思決定、患者が服用している薬剤の把握などを行う際に活用が期待される。

¹⁹令和5年3月29日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号
個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添

や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン²⁰」を踏まえ、必要な対応をとる。

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認について、令和5年4月より、保険医療機関・薬局においてシステム導入が原則として義務づけられた。マイナンバーカードを用いると、患者自身の処方薬の履歴がわかることから、ポリファーマシー対策に活用することができるため、普段からマイナンバーカードを持参いただくよう呼び掛けることも有用である。
- デジタル化を進めるにあたり、システムの新規導入には費用面でも問題がある。このため既存の電子カルテシステム等を用いて、できるところからポリファーマシー対策をはじめることが望まれる。

＜デジタル化の事例＞

- 電子カルテを活用して、ポリファーマシー対策の対象患者が自動的にスクリーニングする仕組みを構築した。
 - ✧ 電子カルテシステムにおいて、薬剤数や同種同効薬のスクリーニングをリアルタイムで行い注意喚起されるよう設定する。
 - ✧ 電子カルテシステムから処方内容、ADL、栄養状態、認知機能など多職種（薬剤師、栄養、リハビリ）が集めた評価項目を利用してハイリスク患者を抽出する仕組みを構築した。
- 電子カルテにより、自院でのすべての処方薬を含め、患者の状況を把握し、減薬可能か判断し、電子カルテの連絡機能を通じて医師とやり取りをしている。
- 地域の医療介護連携ネットワークを活用し、患者の薬剤情報を把握する。
- AI 医療用音声認識ソフトを用いて、患者の服薬情報等を効率よく詳しく記録することで、ポリファーマシー対策に活用している。

²⁰医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html

（９）費用について考慮する

- 要する費用は人件費が主であるが、電子カルテをカスタマイズする場合²¹にはその費用も見込む。
- 診療報酬上の評価による収益や薬剤購入費の減少による利益とポリファーマシー対策にかかる人件費²²との差額を示すことができると費用面に関する院内の理解が得やすくなる。

²¹電子カルテシステムのカスタマイズにかかる費用としては、初期費用、一定期間あたりの運用費用、メンテナンス費用などが挙げられる。

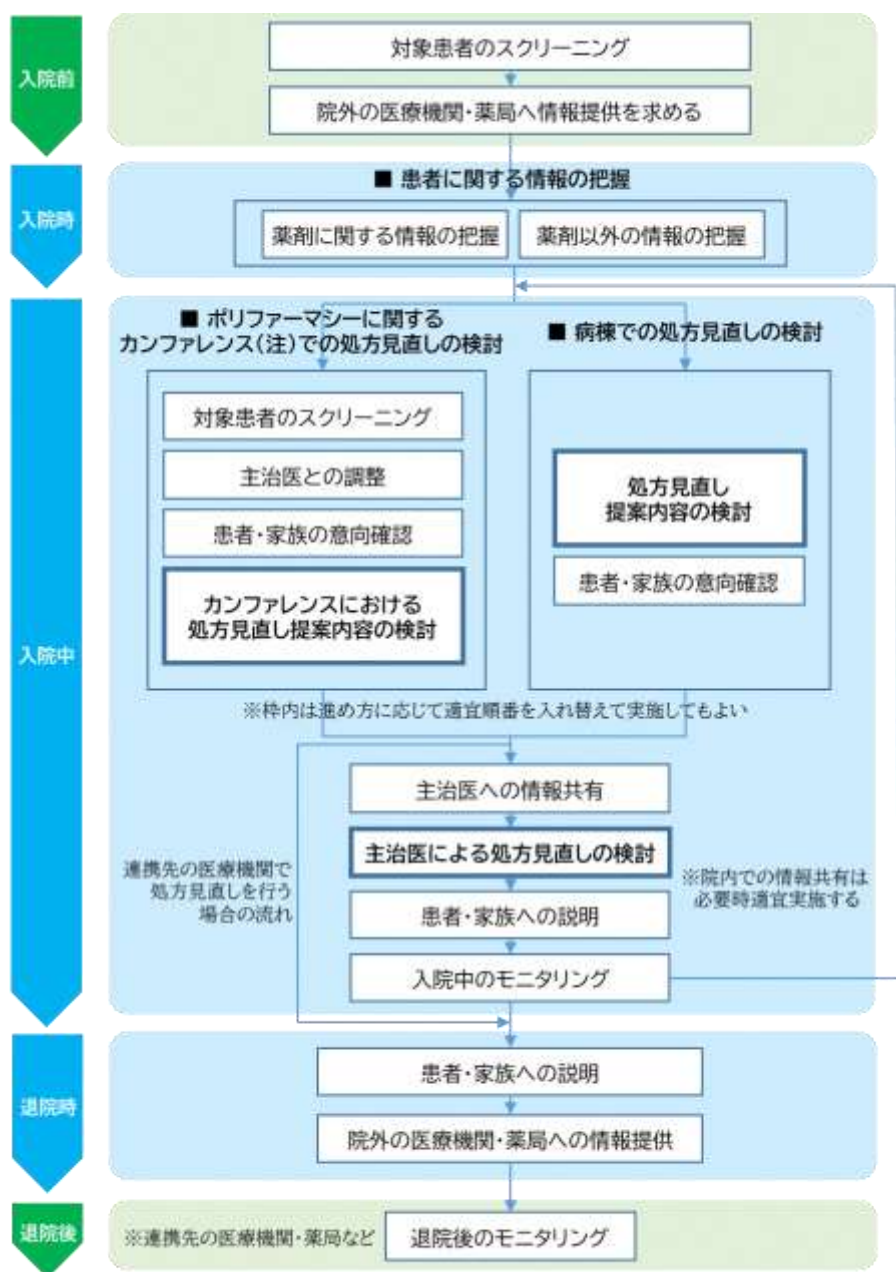
²²ポリファーマシー対策の業務に費やす時間としては、病棟薬剤師１人あたり１日１時間かかるとの報告がある。

2. ポリファーマシー対策の実施

(1) 入院患者へ対応する

- ・主治医²³が処方見直しの判断を行う場合と情報の共有・意見交換等で対応する場合がある。

図2 入院患者への対応の流れ



注:「ポリファーマシーに関するカンファレンス」には、既存の医療チームカンファレンスなどでポリファーマシーについて検討する場合も含む

²³本文中の「主治医」については、断りが無い限り入院中の主治医を指し、病院外的主治医は「かかりつけ医」として表記し、区別している。

1) 外来患者への対応方針を考える

- ・病院の人員体制や緊急性などに応じて、主治医を中心とした日常のチーム医療の中で処方見直しを行う²⁴か、ポリファーマシーに関する情報の共有・意見交換等で処方見直しを行うかが分かれる。

2) 入院前

ア) 対象患者をスクリーニングする

- ・予定入院患者については、地域連携室や入退院支援部門を通じて事前に情報を把握し、ポリファーマシー対策の対象患者のスクリーニングを入院前に行っておくことが望ましい²⁵。

⇒対象患者のスクリーニング方法については、p.24「第2章2.(1)5)ア)処方見直し対象患者をスクリーニングする」を参照

イ) 入院前の医療機関等へ情報提供を求める

- ・入院時に把握すべき患者情報について、必要に応じて入院前の医療機関・薬局に対し情報提供を求める。当該患者に他の医療機関や薬局等に所属する薬剤調整を支援する者（薬剤調整支援者）がいる場合には、薬剤調整支援者に情報共有を依頼することが望ましい。なお、患者のお薬手帳などに「薬剤調整支援者」の氏名を記載し、担当者を明らかにしておくことよい。

⇒把握すべき患者情報については、p.22「第2章2.(1)3)ア)イ)」を参照

3) 入院時

ア) 薬剤に関する情報（持参薬や服用薬の確認、薬剤管理の状況）を把握する

- ・記載フォーマットをあらかじめ作成し、把握事項を記載する。その際、薬物有害事象やPIMsが疑われる場合には、持参薬の院内の採用状況を確認の上、薬剤師による代替薬の案を記載することが望ましい。

²⁴一般に、高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編・各論編）に記載のある典型的な症例などのポリファーマシー対策は主治医・担当薬剤師を中心としたチーム医療での対応が期待されるが、複雑な症例についてはポリファーマシーチームへのコンサルトや情報の共有・意見交換等での検討が必要になることが多い。

²⁵こうした業務を効率的に実施するためには、入退院部門へ薬剤師を配置する方法も推奨される。

表9 薬剤に関して把握すべき情報の例

- ・持参薬、持参していない処方薬（薬剤名、用法・用量、処方期間、処方医療機関）、一般用医薬品やサプリメントの把握
- ・各薬剤の服用歴（中止薬の有無を含む）
- ・副作用歴、アレルギー歴
- ・服薬アドヒアランス
- ・かかりつけの薬剤師・薬局の有無
- ・服薬管理能力の把握（自己管理、家族管理、自己管理＋家族管理など）
- ・お薬手帳の活用状況

イ）薬剤以外の情報（患者情報、患者背景、病歴等の情報）を把握する

- ・記載フォーマットをあらかじめ作成し、把握事項を記載する。

表10 薬剤以外に把握すべき患者情報の例（→[各論編 p.54 別表3](#)も参照）

- ・年齢、身長、体重、既往歴、検査値、BMI
- ・家族構成、生活状況、ADL等の日常生活機能
- ・かかりつけ医・医療機関
- ・介護の状況（要介護度、使用サービス、担当ケアマネジャー）
- ・服用薬に対する患者・家族の意見・嗜好（減薬希望など）²⁶

4）入院中（病棟での処方見直しの検討）

- ・明らかに処方を見直す必要があり緊急性を要する場合や、入院前の医療機関から処方見直しを申し送られている場合などは、主治医の判断により処方見直しを行い、その結果を情報の共有・意見交換等で共有する。

²⁶減薬希望があっても医師に相談できず、自己判断で調整している患者がいることも考慮し、患者の話を傾聴し、信頼関係の構築に努めることが重要である。

5) 入院中（ポリファーマシーに関する情報の共有・意見交換等での処方見直しの検討）

ア) 処方見直し対象患者をスクリーニングする

- ・入院前・入院時に把握した情報に基づき、対象患者のスクリーニングを行う²⁷。

表 11 スクリーニング条件の例

（定量的条件） ・直近 1 週間以内に特定の病棟に入院した一定の年齢（例：75 歳）以上 ・自院他院問わず、入院前に内服を開始して一定の期間（例：4 週間）以上経過した内服薬が一定の種類数（例：6 種類）以上処方されている²⁸ ※薬剤種類数は目的に応じて 10 種類以上などに限定してもよい。 ・一定の日数（例：10 日）以上入院する予定がある ・一定の診療科数（例：2 科）以上の診療科、または一定の医療機関数（例：2 医療機関）以上の医療機関を受診している ・PIMs を服用している （定性的条件） ・患者や家族が処方見直しを希望している ・入院前の医療機関から処方見直しに関する依頼がある

イ) 主治医²⁹と調整する

- ・主治医に対し、情報の共有・意見交換等で担当患者を対象とすることや処方見直し内容について相談し同意を得る。
- ・かかりつけ医²⁹に対しても事前に処方意図を確認し、処方見直しに対する理解を得ることが望ましい。難しい場合は、主治医と相談して、もしくは主治医の判断により処方見直しを実施し、退院時の診療情報提供書に今後の処方見直し提案や処方変更内容についての申し送り事項（p.11 表6）を記載するなどして情報提供する³⁰。

²⁷スクリーニングは薬剤師が行うことが望ましいが、事務職員などがスクリーニングを行う場合は、判断基準を客観的に規定しておく。

²⁸服用薬剤数など単一の指標だけでは限定的なスクリーニングに留まることから、効率的・効果的に抽出するために「東大方式持参薬評価テンプレート」などを活用するとよい。

²⁹本文中の「主治医」については、断りがない限り入院中の主治医を指し、病院外的主治医は「かかりつけ医」として表記し、区別している。

³⁰薬剤師から処方見直し案を記載した薬剤管理サマリーにより情報提供する方法もある。

ウ) 患者・家族の意向³¹を確認する

- ・薬剤に精神的に依存している場合など、処方見直しに否定的な考えを持つ患者や家族も少なくないことから、処方見直しに理解を得るための説明³²や ACP (Advance Care Planning) (→[各論編 p.5](#) を参照) についても配慮する。
- ・処方見直しやポリファーマシーに対する患者や家族の理解³³が得られると、患者の服薬アドヒアランスが高まる効果も期待できる。
- ・患者向けの説明用パンフレット (例: 「高齢者が気を付けたい多すぎる薬と副作用」「あなたのくすり いくつ飲んでいますか?」) を使用するなどして丁寧に根気よく説明する。

エ) 情報の共有・意見交換等において処方見直し案を提案する

- ・スクリーニングにより抽出された患者に対し、処方見直しのプロセス (→[総論編 p.8 図 4-1](#) を参照) の考え方に沿って検討する。
- ・減量、中止、用法の見直しの対象とする薬剤や、薬剤を見直す優先順位の検討を行い、情報の共有・意見交換等を行う前に処方見直しの素案をとりまとめておくと、効率的に進めやすくなる。
- ・処方見直しにあたっては、生活習慣の改善、環境調整、ケアの工夫などの非薬物的対応への切り替えも含めて検討する。(→[各論編 p.5](#) を参照)

³¹患者の理解が得られないと見直し前の薬を求めて他の医療機関を受診することも考えられることから、患者に対する丁寧な説明を行った上、ポリファーマシー対策への理解を得る必要がある。

³²患者・家族への説明や意見聴取では、患者が拒否することを想定して処方見直しのメリットやデメリットを踏まえ説明すると効果的な場合がある。

³³日頃から患者と家族を含む一般の方に対し、ポリファーマシーの問題について具体的でわかりやすい言葉を用いて説明し、理解と協力を求める必要がある。(→[総論編 p.17](#)、[各論編 p.27](#) を参照)

表 12 ポリファーマシーに関する情報の共有・意見交換等の主な流れ

(新たに処方見直しを行う患者に関する検討事項) ・ 処方内容、患者情報に関するプレゼンテーション ・ 患者に関する各職種からの情報提供 ・ 処方見直し素案の検討 ・ 主治医へ提案する処方見直し案の決定 ・ 経過観察すべきモニタリング事項を決める（病棟看護師など関係職種はこの内容に基づきモニタリングする） (過去に処方見直しを行った患者に関する検討事項) ・ 一定期間前（例：一週間前）に処方見直しを行った患者のモニタリング ⇒処方見直しのモニタリング方法については、p.188「第2章1.（7）ポリファーマシー対策の成果をモニタリングする」を参照

- ・ 急性期病院では在院日数が短いため、自院では処方見直し案の検討までを行い、転院先の医療機関に対して処方見直し案とその理由を記載して処方見直しの検討を依頼することもある。

6) 入院中（処方見直し案の提案後の対応）

ア) 主治医へ情報共有する

- ・ 処方見直し案は主治医に直接報告したり、電子カルテの掲示板機能や直接電子メール等で連絡する。病棟薬剤師や担当看護師などからの情報共有でもよい。

イ) 処方見直しの実施を検討する

- ・ 主治医が提案を受けて処方見直しをするかどうか決定する。

ウ) 患者・家族へ説明する

- ・処方見直しを行う場合、患者・家族に対し処方見直し結果に関する説明を行い、同意を得る³⁴。この際、ポリファーマシーに関する啓発パンフレットなどを使用して患者や家族のポリファーマシーに対する理解を深められるとよい。処方変更に同意が得られない場合は、他の変更ないし継続を検討する。

エ) 院内で情報共有する

- ・処方見直しを行った場合には、関係する多職種が情報共有できるよう、電子カルテに処方見直しの内容や理由について記載する³⁵。

オ) 入院中にモニタリングする

- ・処方見直しを行った患者について、各職種が必要なモニタリング³⁶を行い、ポリファーマシーチームや主治医に情報共有する。(→**各論編 p.54 別表 3**を参照)

7) 退院時、退院後

ア) 患者・家族へ説明する

- ・退院時に、実施した処方見直しについて必要な説明や服薬指導内容を文書化するなどして丁寧に行う。
- ・患者のお薬手帳を活用し、処方見直しを行った薬剤とその理由など(→**p.11 表 6**を参照)、その他必要事項を記入する。

³⁴患者・家族向けに処方見直し結果を文書で交付することもよい。

³⁵情報の共有・意見交換等での検討事項、処方見直しの内容・理由、モニタリング事項、患者への説明内容など、記載すべき事項についてフォーマットを作成し活用するとよい。

³⁶患者の状態変化を継続して観察・記録できるよう、フォーマットを作成し情報共有すると、必要なモニタリングをもれなく効率的に行うことができる。

イ) 退院時の院外関係施設へ情報提供する

- かかりつけ医や転院先の医療機関、かかりつけの薬剤師・薬局等（他の医療機関等で薬剤調整を支援する者（薬剤調整支援者）がいることが明らかになっているときは、当該薬剤調整支援者を含む）に対し、既存のツール（→p.6 第1章2.（4）表4 既存ツールへのポリファーマシー対策の取り入れ方を参照）や退院時カンファレンス³⁷などを活用し、処方見直しに関する情報提供を行う³⁸。（→各論編 p.54 別表3を参照）
- 院外との情報連携のためのツールは様々なものがある。手間・コストや有効性を鑑み、必要に応じて適切なツール（→p.6 第1章2.（4）表4 既存ツールへのポリファーマシー対策の取り入れ方を参照）を用いる。
- 継続的な医療・介護を提供する目的で、移行する療養環境先に応じて求められる処方見直しに関する情報を関係者に共有する。（→各論編各章を参照）

ウ) 退院後にモニタリングする

- かかりつけ医や転院先の医療機関、かかりつけの薬剤師・薬局は、処方見直し後のモニタリング事項についてフォローアップを継続する³⁹。

³⁷WEB 会議システムを利用すると、院外の方職種も参加しやすくなることがある。ただし医療情報を扱うことになることから、p.14 のセキュリティに関する事項を踏まえる必要がある。

³⁸情報提供を行うことにより、1)患者が次に利用する医療機関において情報不足により処方が元に戻ることは回避できる、2)次に利用する医療機関が処方見直しを行う際の情報収集作業や検討をし直す手間を省くことができる、3)次に利用する医療機関が患者の処方見直し後のモニタリングを適切に行うことができる、などの効果がある。また、院内で検討した処方見直し案を転院先へ申し送る場合も含まれる。

³⁹例えば、薬局が処方医療機関に対し、服薬情報提供書などを活用して処方見直し後のモニタリング事項について情報提供する。また、服薬支援のための情報端末などを活用し、自宅での服薬状況を把握する。

（２） 外来患者へ対応する

１） 外来患者⁴⁰への対応の考え方

- 一般的な受診、処方見直しを目的とした受診、処方見直し後のフォローアップを目的とした受診が考えられる⁴¹が、処方見直しの考え方や他科へ処方見直しを依頼する対応などは共通である。
- 他科や他の医療機関の処方がポリファーマシーの原因となっていると判断された場合には、患者に処方元の診療科や医療機関で処方見直しを行ってもらうよう伝え、検討内容をお薬手帳に書き込んだり、文書化した上で手渡すようにする。
- 自科の再診予定がある場合には、患者に対して全ての処方薬に関する情報提供を改めて依頼するとともに、処方見直しを行った場合はそれに伴うモニタリング事項を確認するようにする。
- 院外の薬局⁴²から処方見直しの提案を受けた場合は、病院の外来主治医と地域のかかりつけ医は相互に情報共有しながら処方見直しを検討する。

２） 受診目的に応じた対応策

ア） 一般的な受診の場合

- 処方見直しを目的としない一般的な受診であっても、受診前に看護師や事務職員が患者の処方薬を確認し⁴³、ポリファーマシーが疑われる場合⁴⁴には、医師がそのことを明確に認識できるよう工夫する。

イ） 処方見直しを目的とした受診の場合

- 総合診療医、総合内科医、老年内科医などが担当し、処方見直しの必要性を検討する。

⁴⁰外来部門に薬剤師が配置されていないことが一般的であるが、薬剤師が事前に薬についての聞き取りをすることで、外来診療を効率化し、患者の理解と定着も進みやすい場合がある。また、院内外の薬剤師に随時処方見直しの助言を求める仕組みをつくり活用することも考えられる。

⁴¹例外的に、歩行困難やその他の理由により患者の看護にあたっている家族などが代理で受診をする場合には、患者本人が受診する場合と比べポリファーマシーへの対応が難しくなることから、p.14「第2章1.（8）ポリファーマシー対策のデジタル化を進める」で記載したツールなどを補助的に活用することが考えられる。

⁴²患者の処方見直しに対する意向や生活習慣を踏まえた情報提供・処方見直しの提案が期待される。

⁴³電子処方箋の仕組みによる処方情報等の閲覧により確認する方法もある。

⁴⁴例えば、10剤以上の投薬が確認された場合、薬局からの服薬情報提供書でポリファーマシーが疑われる旨の報告がある場合があげられる。

ウ) 処方見直し後のフォローアップを目的とした受診の場合

- ・診察時に経過観察事項を確認し、処方が元に戻った場合にはその理由が何か、現時点で処方見直しを行う薬剤はないかを確認する。

(3) 職員への啓発活動を行う

- ・各職場内の勉強会⁴⁵などで取り上げてポリファーマシー対策の必要性を理解してもらうほか、医療安全研修など院内全体の研修の機会に取り上げ、受講後のアンケート調査を介して職員の意識調査や潜在的なポリファーマシー対策の必要性を検討する機会にもなる。

表 13 ポリファーマシー研修で取り上げる内容の例⁴⁶

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ポリファーマシーの概念や多剤服用の現状（→総論編 p.2、各論編 p.2を参照）・薬剤起因性老年症候群について（→総論編 p.10を参照）・患者の意思を尊重することの重要性（→各論編 p.27を参照）・多職種の役割、連携について（→総論編 p.16、各論編 p.7を参照）・経営的な観点（医療費に占める薬剤費の割合、診療報酬上の評価） |
|--|

（啓発活動の方法）

- ・研修会⁴⁷、症例報告を含めたスライドでの啓発活動や、啓発資料の院内掲示板への掲示などを少なくとも年に1回の頻度で行う⁴⁸。これらは院内への啓発活動となるだけでなく、ポリファーマシー対策チームの活動のアウトカム評価にもなる。

⁴⁵例えば、薬剤部であれば薬剤部長等の役職者からポリファーマシー対応の重要性を部員に啓発すると効果的である。

⁴⁶施設の状況に応じて、院長がポリファーマシー対策を推進していることや地域でのポリファーマシー対策の取組状況についても含めるとよい。

⁴⁷研修会を行う場合には、ポリファーマシーの総論と、対策などの各論会に分け、eラーニングでいつでも繰り返し受講できるようにできるとよい。

⁴⁸経営者・管理者にも研修会への出席を求め、ポリファーマシー対策への理解を得よう努める。

（４）医療機能による違いを考慮する

- 医療機能の違いにより患者の病状の安定度や、在院日数の長短、職員数などに違いがあるためポリファーマシー対策の実施において考慮すべきである。

（医療機能の違いによるポリファーマシー対策の違い）

- 急性期病院では、入院の原因となった疾患の治療（治療薬）が優先されるが、薬物有害事象を契機に入院する場合もあり、職員体制（診療科の種類、職員数）が充実していることを活かし、入院の原因となった疾患以外に対する薬剤について処方見直しを行う。
- 在院日数が短く処方見直しの経過観察が十分行えない場合は、処方見直しの提案を転院先の医療機関に提供し、転院先の医療機関において処方見直しを実施し、処方見直し後の経過観察を行う方法もある。
- 回復期・慢性期病院では、職員体制などの背景から委員会や情報の共有・意見交換等の体制構築が困難であることが多いが、薬剤師が中心となって処方見直しの提案を医師に行うことにより、処方見直し後の経過観察を看護師と連携しながら対応できる場合がある。
- 急性期病院と回復期・慢性期病院それぞれのポリファーマシー対策における成果を、地域における取組に継続させるため、地域の医療機関、薬局、介護施設等に対して情報提供を行うことが重要である。

3. 様式事例集

- ・ポリファーマシー対策で使用する様式の例として、別紙の様式事例集に以下を示す。

○規程の作成

- ① 高齢者薬物療法適正化委員会規程（国立長寿医療研究センター）
- ② ポリファーマシー対策チーム運営要領（国立長寿医療研究センター）
- ③ 高齢者医薬品適正使用推進委員会規程（広島市）
- ④ ポリファーマシー対策の推進に関する連携協力協定書（広島市）

○ポリファーマシーが疑われる患者の抽出

- ⑤ 入院前情報提供書（依頼書及び返書）（三豊総合病院）
- ⑥ 持参薬評価テンプレート（東京大学医学部附属病院）
- ⑦ 持参薬評価表（国立長寿医療研究センター）
- ⑧ 訪問薬剤管理指導報告書（三豊総合病院）
- ⑨ 服薬情報提供書（東北大学病院）
- ⑩ 服薬情報提供書（富山労災病院）

○処方見直し結果の情報提供

- ⑪ 施設間情報提供書（JCHO 九州病院）
- ⑫ 薬剤管理サマリー（日本病院薬剤師会）
- ⑬ 薬剤管理サマリー（三豊総合病院）
- ⑭ 退院時のお薬について（お薬手帳を用いた情報提供の例）（JCHO 九州病院）

○処方見直し後の状況把握

- ⑮ 介入状況報告書（薬剤管理サマリー返書）（三豊総合病院）

第3章 本書の検討体制

本書の第1.0版（令和2年度）は、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課による委託事業である「高齢者の医薬品適正使用推進事業に係る業務手順書等の検討・作成一式」（受託会社：株式会社NTTデータ経営研究所）において設置された調査検討委員会における検討に基づき取りまとめたものである。本書の作成にあたっては以下の委員より多大なご協力を頂いた。

「高齢者の医薬品適正使用推進事業に係る業務手順書等の検討・作成一式」
調査検討委員会 委員一覧

- | | |
|----------|---|
| ◎ 秋下 雅弘 | 一般社団法人日本老年医学会 理事長
東京大学大学院医学系研究科加齢医学講座 教授 |
| 岡本 充子 | 社会医療法人近森会 統括看護部長 |
| 折口 秀樹 | 独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）
九州病院 健康診断部部長 |
| 篠永 浩 | 三豊総合病院 副薬剤部長 |
| 濱浦 睦雄 | 一般社団法人日本病院薬剤師会 理事
蕨市立病院 薬剤部長 |
| ○ 平井 みどり | 兵庫県赤十字血液センター 所長 |
| 松浦 正樹 | 東北大学病院薬剤部 副薬剤部長 |
| 水上 勝義 | 公益社団法人日本精神神経学会
筑波大学 人間総合科学学術院 教授 |
| 溝神 文博 | 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 薬剤部 |
| 美原 盤 | 公益財団法人脳血管研究所美原記念病院 院長 |

◎ 委員長 ○ 副委員長

（計10名、敬称略、氏名五十音順）

その他執筆協力者

末松 文博（独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）九州病院 薬剤部長）

本書の第2.0版（令和5年度）は、厚生労働省医薬局医薬安全対策課による委託事業である「高齢者の医薬品適正使用推進事業に係る実態調査及び指針と業務手順書等の見直しの検討・作成一式」（受託者：株式会社NTTデータ経営研究所）において設置された委員会における検討に基づき取りまとめたものである。本書の作成にあたっては以下の委員より多大なご協力を頂いた。

「高齢者の医薬品適正使用推進事業に係る実態調査及び指針と業務手順書等の見直しの検討・作成一式」委員会 委員一覧

◎ 秋下 雅弘	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター センター長
岡本 充子	社会医療法人近森会 統括看護部長 老人看護専門看護師
篠永 浩	三豊総合病院 薬剤部 副薬剤部長
橋場 元	公益社団法人 日本薬剤師会 常務理事
畑 世剛	一般社団法人 宝塚市薬剤師会 副会長
水上 勝義	公益社団法人日本精神神経学会 筑波大学 人間総合科学学術院 教授
溝神 文博	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 薬剤部 長寿医療研修部 高齢者薬学教育研修室 室長
美原 盤	公益財団法人全日本病院協会 副会長
宮川 政昭	公益社団法人 日本医師会 常任理事

◎ 委員長

（計9名、敬称略、氏名五十音順）

地域における高齢者のポリファーマシー 対策の始め方と進め方

別表3 代表的腎排泄型薬剤

薬効分類	薬物名
抗菌薬	キノロン系抗菌薬（レボフロキサシン 他） バンコマイシン塩酸塩 アミノグリコシド系抗菌薬（ゲンタマイシン硫酸塩 他） 他
抗ウイルス薬	バラシクロビル塩酸塩 アシクロビル ファムシクロビル オセルタミビルリン酸塩 ペラミビル水和物 他
抗真菌薬	フルコナゾール ホスフルコナゾール
H ₂ 受容体拮抗薬	ファモチジン ラニチジン塩酸塩 他
糖尿病治療薬	メトホルミン塩酸塩 シタグリプチンリン酸塩水和物 アログリプチン安息香酸塩 トレラグリプチンコハク酸塩 他
不整脈治療薬	シベンゾリンコハク酸塩 ソタロール塩酸塩 ジソピラミド ピルジカイニド塩酸塩 他
β遮断薬	アテノロール カルテオロール塩酸塩 ナドロール
抗凝固薬	ダビガトランエテキシラートメタスルホン酸塩 リバーロキサバン アピキサバン エドキサバントシル酸塩水和物 他
高尿酸血症治療薬	アロプリノール
脂質異常症治療薬	ベザフィブラート
強心配糖体	ジゴキシン メチルジゴキシン 他
炭酸脱水酵素抑制薬	アセタゾラミド
精神・神経疾患治療薬	炭酸リチウム スルピリド チアプリド

	リスペリドン アマンタジン塩酸塩 プラミペキソール塩酸塩水和物 メマンチン塩酸塩 他
疼痛治療薬	プレガバリン ミロガバリンベシル酸塩
抗リウマチ薬	メトトレキサート
抗てんかん薬	ガバペンチン レベチラセタム
抗うつ薬	ミルナシプラン塩酸塩
コリンエステラーゼ阻害薬	ジスチグミン

別表4 CYPの関与する基質、阻害薬、誘導薬の代表例（特に高齢者での使用が想定され注意が必要な薬物）

薬物動態の変化 (相互作用の機構)		基質 相互作用を受ける薬物	阻害薬 血中濃度を上昇させる薬物 等	誘導薬 血中濃度を低下させる薬物 等
シトクロムP450	CYP1A2	チザニジン、デュロキシチン ラメルテオン、カフェイン テオフィリン	フルボキサミン シプロフロキサシン メキシレチン	フェニトイン、リファンピ シン 喫煙
	CYP2C8	レパグリニド、ダプロデュスタ ット モンテルカスト、ピオグリタゾ ン	クロピドグレル（単回投 与） クロピドグレル（反復投 与）	リファンピシン
	CYP2C9	ワルファリン、セレコキシブ グリメピリド、グリベンクラミ ド フェニトイン、ナテグ リニド フルバスタチ ン	フルコナゾール アミオダロン、ブコローム ミコナゾール	リファンピシン エンザルタミド
	CYP2C19 注1a)	オメプラゾール ランソプラゾール、ジアゼパム エチゾラム注1a)、ラベプラゾ ール ボリコナゾール	フルボキサミン フルコナゾール、チクロピ ジン	リファンピシン アパルタミド フェニトイン エンザルタミド
	CYP2D6 注1b)	デキストロメトルファン アトモキシチン、メトプロロー ール ノルトリプチリン、マブ ロチリン、トルテロジン イミプラミン、プロパフェノン プロプラノロール、トラマド ール トリミプラミン、ベンラ ファキシン	パロキシチン、テルビナフ イン キニジン シナカルセト、デュロキシ チン ミラベグロン、アビラテロ ン エスシタロプラム	
	CYP3A注2,3)	トリアゾラム、プロチゾラム クエチアピン、エバスチン エベロリムス、ルパタジン ニソルジピン、シンバスタチン エプレレノン、イバブラジン チカグレロル、トルバプタン シルデナフィル、バルデナフィ ル アルプラゾラム、アナモレリン スボレキサント、レンボレキサ ント イストラデフィリン ナルデメジン、リバーロキサバ ン アゼルニジピン、ニフェジピン アトルバスタチン、コルヒチン タクロリムス、シクロスポリン メチルプレドニゾロン、タダラ フィル ニルマトレルビル注4)	イトラコナゾール グレープフルーツジュース ボリコナゾール、ミコナゾ ール、 リトナビル注4)、 クラリスロマイシン、 ボサコナゾール エリスロマイシン フルコナゾール、ベラパミ ル シプロフロキサシン ジルチアゼム ホスラブコナゾール イストラデフィリン トフィソパム	フェニトイン リファンピシン カルバマゼピン セントジョーンズワート アパルタミド エンザルタミド フェノバルビタール プリミドン、リファブチン
抱合酵素	UDP-グル クロン酸 転移酵素 (UGT) 注5)	バルプロ酸 ラモトリギン	フルコナゾール バルプロ酸	カルバペネム・ペネム系抗 生物質注6)（パニペネム、 メロペネム、イミペネム、 ドリペネム ビアペネム、ファロペネ ム） リファンピシン フェノバルビタール

				フェニトイン カルバマゼピン
トランス ポーター	P糖蛋白 (P-gp) 注 3)	ダビガトランエテキシラート エドキサバン、リバーロキサバ ンアピキサバン、ジゴキシシ ン フェキソフェナジン、アリスキ レン サキサグリブチン エベロリムス、シクロスポリン タクロリムス	イトラコナゾール クラリスロマイシン、キニジ ン ベラパミル、シクロスポリン エリスロマイシン	リファンピシン カルバマゼピン セントジョーンズワート
	OATP1B1 OATP1B3	アトルバスタチン ピタバスタチン、ロスバスタチ ン シンバスタチン、プラバスタチ ン ボセンタン、ナテグリニド レパグリニド	シクロスポリン エリスロマイシン リファンピシン (単回投与) 注7)	リファンピシン

* 基質は、代謝或いはトランスポーターによる輸送を受ける薬物であり、同じ代謝酵素やトランスポーターの阻害薬（血中濃度を上昇させる薬物等）、誘導薬（血中濃度を低下させる薬物等）との併用により相互作用が起こり得る。一般に血中濃度を上昇させる阻害薬との組み合わせでは基質の効果が強まって薬物有害事象が出る可能性があり、血中濃度を低下させる誘導薬との組み合わせでは効き目が弱くなる可能性がある。なお、基質同士を併用しても、多くの場合、临床上重大な問題となる相互作用が生じることはない。

* 表では、高齢者での使用が想定され、併用時に薬物動態学的相互作用の点から特に重要と考えられる代表的な薬物や食物・飲料をリストアップしている。これらの薬物又は併用薬等において、血中濃度（AUC、定常状態時平均血中濃度等）が概ね2倍以上或いは1/2以下に変動する相互作用が報告され、組み合わせによっては5倍以上、場合によっては10倍以上変化する可能性がある（橙：5倍以上変化、濃橙・点線より上部：10倍以上変化）。この他、HIV感染症、C型肝炎、悪性腫瘍、希少疾病や指定難病等に対する医薬品にも相互作用を起こし得る薬物がある。

* 実際に相互作用に注意すべきかどうかは、医薬品添付文書の記載や相互作用の報告の有無なども確認して個別の組み合わせごとに判断する。

注1a) 日本人では約20%の頻度で遺伝子的に活性が欠損している。欠損者では相互作用がなくても一般に薬物血中濃度が上昇する。欠損者の相互作用は複雑で、予想外の組み合わせで強くなる可能性がある。

注1b) 日本人では約10%の頻度で遺伝子的にCYP2D6*10変異をホモで有している。その場合は活性が1/5程度に著しく減少することが多い。

注1c) CYP2C19の遺伝子変異によっては、CYP3A阻害によるエチゾラムの血中濃度上昇が顕著になるおそれがある。

注2) ベンゾジアゼピン系薬及びカルシウム拮抗薬は、主にCYP3Aで代謝される薬物が多い。本リストでは、そのなかでもCYP3Aの寄与が高いことが良く知られている代表例を示した。

注3) CYP3AとP-gp両方の基質となる薬物は多く、消化管吸収におけるCYP3A、P-gp個々の重要性は不明瞭であることが一般的であることに注意する。また、CYP3Aの阻害薬、誘導薬は、P-gpも阻害、誘導するケースが多く知られている。

注4) パキロビッドパック（ニルマトレルビル錠/リトナビル錠）として投与される。ニルマトレルビルはCYP3A及びP-gpの基質であり阻害薬でもある。パキロビッドパック投与時には、CYP3A阻害薬であるリトナビルが薬物動態ブースターとして配合されており、ニルマトレルビル以外にもCYP3Aが関与する併用薬の代謝を阻害することに注意が必要である。

注5) UDP(uridine 5'-diphosphate)-グルクロン酸転移酵素（UGT）の基質及び阻害薬では、複数のUGT分子種の関与を考慮する必要がある。本リストでは、UGT1A1、1A4、2B7等が関与する基質や阻害薬の代表例を示した。

注6) カルバペネム・ペネム系抗生物質の相互作用は逆反応である脱抱合を阻害するためとの報告がある。バルプロ酸以外のグルクロン酸抱合酵素基質との相互作用は知られていない。

注7) リファンピシンは、単回投与で肝取り込みトランスポーターOATP1B1及び1B3を阻害、反復投与で複数の代謝酵素及びトランスポーター分子種を誘導する。

はじめに

令和3年3月に、病院においてポリファーマシー対策の取組を始める際や業務運営体制を体系的に構築・運営する際に役立てていただくためのツールとして「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」をとりまとめた。

ポリファーマシー対策は病院だけでなく地域全体で取り組むと実効性がより高まることから、今般、地域においてもポリファーマシー※¹対策を行う際に役立てていただくため、以下の2つを目的として本書をとりまとめた。地域では、必ず複数の医療提供施設が連携してポリファーマシー対策を実施するため、病院におけるポリファーマシー対策とは異なり、患者と直接接する医療従事者が自ら対応可能なところから始めるという意識が特に重要である。

1つ目は、地域においてポリファーマシー対策を始める際に取組初期に直面する課題を解決するためのまず目の前の患者にどう対応するかという視点で活用してもらうことを目的としており、この内容を第1章にまとめた。2つ目は、ポリファーマシー対策を地域全体で進めるため、ポリファーマシーを実施する上での地域のマニュアル等を整備し、業務をより効率的に行う参考資料として活用してもらうことを目的としており、この内容を第2章にまとめた。

本書は、高齢者の医薬品適正使用の指針（以下、指針）を活用し、ポリファーマシー対策の取組を進めるツールとして作成されたものであることから、主たる利用対象は医師、歯科医師、薬剤師としながらも、広くポリファーマシー対策にかかわる関係者も利用対象として想定している。

※1：地域におけるポリファーマシー対策とは、診療所と薬局とが連携して行う場合や市区町村単位で行政、医療、介護、学識経験者などの主体が会議体などを通じて連携して行う場合などを想定する。「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」で想定する病院が主導してポリファーマシー対策を行う場合以外の状況を想定している。

本文では、指針・総論編及び各論編（療養環境別）で参照すべき箇所を「総論編 p.●を参照」「各論編 p.●を参照」などとして示している。本書とあわせてご確認ください。

用語集

用語	解説
薬物有害事象	薬剤の使用後に発現する有害な症状又は徴候であり、本書では薬剤との因果関係の有無を問わない概念として使用している。薬剤との因果関係が疑われる又は関連が否定できないものとして使用される「副作用」とは区別している。
ポリファーマシー	単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランスの低下等の問題につながる状態を指す。
薬剤調整を支援する者（薬剤調整支援者）	ポリファーマシー対策に関する一定の知識を有し、地域での医療・介護提供において個別の患者の処方状況・服薬状況を把握し、当該患者の状態にあった適切な処方・服用を実現するために、当該患者のポリファーマシーの課題に対して責任をもって、当該患者に関わりのある医療機関や薬局等に働きかけ（処方変更の提案 等）を行うことを通じて当該患者を支援する者。 ※本書において便宜的に使用した用語である ※制度等において設置を義務付けるものではない
地域ポリファーマシーコーディネーター	地域の医療・介護関係者たちの理解を得ながら協働し、地域全体のポリファーマシー対策の方針の検討等の中核を担う、地域のポリファーマシー対策の旗振りをする者。 ※本書において便宜的に使用した用語である ※制度等において設置を義務付けるものではない

目 次

第1章 ポリファーマシー対策の始め方	1
1. ポリファーマシー対策を始める前に	1
(1) 患者やその家族と多職種との関係を構築する	1
(2) 患者やその家族への説明資材を準備する	1
2. 身近なところから始める方法	3
(1) 小規模から始める	3
(2) 既にある仕組みやツールを活用する	4
(3) 患者に働きかけ、ポリファーマシーを調整するキーマンを決める	6
3. ポリファーマシー対策を始める際の課題と対応策	7
(1) 「多職種連携が十分でない」	7
(2) 「患者の服用薬の一元的把握ができない」	7
(3) 「効率的に対象患者の抽出を行いたい」	8
(4) 「ポリファーマシーであることを判断することが難しい」	9
(5) 「医師が自科以外の処方薬を調整することが難しい」	9
(6) 「病態全体をとらえることが難しい」	9
(7) 「見直し後の処方内容をかかりつけ医へフィードバックする体制が構築 されていない」	10
(8) 「人員不足のため、地域におけるポリファーマシー対策に積極的に関与 する時間が作れない」	10
第2章 ポリファーマシー対策の進め方	11
1. ポリファーマシー対策の体制づくり	11
(1) ポリファーマシーの概念を確認する	11
(2) ポリファーマシー対策の目的を確認する	11
(3) 資料を取りそろえる	11
(4) ポリファーマシー対策を推進する担当者を決める	12
(5) 自治体や保険者がポリファーマシー対策に関わる	12
(6) 地域包括ケアシステムを担う医療・介護関係者等との連携体制をつくる	14

(7)	デジタル技術を活用してポリファーマシー対策を進める.....	15
(8)	費用について考慮する	15
2.	ポリファーマシー対策の実施	16
(1)	地域でのポリファーマシー対策の全体的な方針を会議体で検討する .	16
(2)	地域の現状を把握する	16
(3)	地域住民の理解を深める.....	17
(4)	地域の医療・介護関係者等の理解を得る	17
(5)	地域で啓発活動を行う	18
(6)	ポリファーマシー対策の成果をモニタリングする.....	18
3.	ポリファーマシー対策の場面ごとの実施例	20
(1)	外来・在宅医療を受けている患者に対応する.....	20
(2)	医療機関から退院した患者に対応する.....	20
(3)	介護老人保健施設等で対応する.....	21
(4)	自治体や保険者と協力して対応する	21
(5)	多職種で協力して対応する	22
4.	様式事例集.....	24
第3章	本書の検討体制	25

第1章 ポリファーマシー対策の始め方

- 本章では主にポリファーマシー対策をこれから始める地域の多様な主体（自治体、保険者、医師会、病院関係者、診療所関係者、薬剤師会、薬局関係者、看護関係者、介護関係者、学識経験者等）のために、地域の身近な主体と連携してポリファーマシー対策を始める場合の手法等を示している。なお、病院内でのポリファーマシー対策については「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」にて示しており、そちらも参照されたい。

1. ポリファーマシー対策を始める前に

一律の剤数／種類数のみに着目するのではなく、安全性の確保等からみた処方内容の適正化が求められることを理解し、ポリファーマシー対策に取り組む必要がある。

- 薬剤によっては、急な中止により離脱症状が発現したり、罹患疾患を悪化させる場合もある。薬物療法の適正化のためのフローチャート（→[総論編 p.9 図 4-2](#)）や薬剤ごとの「高齢者で汎用される薬剤の基本的な留意点」（→[総論編 p.19以降別表 1・各論編 p.33以降別表 1](#)を参照）を十分考慮する。
- 処方・剤形の工夫（→[総論編 p.16 表 3](#)を参照）・非薬物的対応（→[各論編 p.5](#)を参照）・服薬アドヒアランスの改善（→[各論編 p.8](#)を参照）などが可能かどうか、逆に過少医療が疑われる場合は処方追加も含め、検討する。

（１）患者やその家族と多職種との関係を構築する

- ポリファーマシー対策を進めるにあたって、患者や患者家族にポリファーマシーの問題を理解してもらい、共に取り組みを進めていくためには、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師などが日頃から患者と何でも相談できる関係を構築することが重要である。
- 地域でポリファーマシー対策を進める場合、多職種連携が不可欠であることから、医師や薬剤師等の医療従事者が日頃から顔の見える関係を築き、連携して対応できる環境を構築する。

（２）患者やその家族への説明資材を準備する

- 患者や患者家族にポリファーマシーの問題を理解してもらうため、説明用のリーフレット等をいつでも活用できるよう準備しておく。

（患者や患者家族への説明資材の例）

- 一般社団法人くすりの適正使用協議会ウェブサイト「あなたのくすりいくつ飲んでいきますか」（URL は以下）内にパンフレット、ポスター、動画のリンクがある。

<https://www.rad-ar.or.jp/knowledge/post?slug=polypharmacy>

図1 一般社団法人くすりの適正使用協議会ウェブサイト「あなたのくすりいくつ飲んでいきますか」のパンフレット（図左）、ポスター（図右）のイメージ



2. 身近なところから始める方法

(1) 小規模から始める

ポリファーマシー対策に関心のある仲間以小規模に取り組むと、活動やモチベーションを維持しやすい。

- ・小規模から始める場合として、診療所と近隣にある薬局とで始める場合や、サービス付き高齢者住宅等に居住する高齢者、訪問診療を受けている患者、介護老人保健施設に入所する高齢者を対象として、まずは残薬など服薬上の問題を解消するための介入にあわせてポリファーマシー対策を薬局薬剤師が行う場合などが考えられる。
- ・上記施設の職員で行う勉強会でポリファーマシーをテーマに取り上げるなど、関係者の学びの機会を増やし、ポリファーマシー対策への理解が深まることで協力する意識が高められ、仲間をつくりやすくなる。

(2) 既にある仕組みやツールを活用する

通常の業務で関わっている医療・介護従事者との連携や既存ツール（表 4）にポリファーマシーの視点を導入することで取組みやすくなる場合もある。

- 通常の業務で関わっている医療・介護従事者の業務内容に関連したポリファーマシー対策の視点を加えると、通常の業務とポリファーマシー対策の成果が有機的に結びつき、ポリファーマシー対策を効率的かつ効果的に行うことができる。
- また、既存の情報共有での検討事項にポリファーマシーの視点を加える方法もある。なお、「第2章1.（7） デジタル技術を活用してポリファーマシー対策を進める」も参考にされたい。

表3 地域におけるポリファーマシー対策のチームの例

• 診療所と近隣にある薬局
• サービス付き高齢者住宅等に居住する高齢者、訪問診療を受けている患者、介護老人保健施設に入所する高齢者に対し共通の患者をケアする医師、薬剤師、看護師、介護従事者等のチーム

表4 既存ツール等へのポリファーマシー対策の取り入れ方

職種	ツール等	活用方策
医師・歯科医師	診療情報提供書	• 処方見直し内容やその理由の記載欄を加える。 • 薬剤師が薬剤等に関するサマリーを記載できる欄を設ける。
薬剤部等の薬剤師	入院時持参薬の記録様式	ポリファーマシーが疑われる旨のチェック欄とその判断理由の記載欄を加える。
	薬剤管理サマリー ¹	処方見直し内容やその理由を記載する。
	お薬手帳	処方見直し内容やその理由を記載する。
	電子処方箋	処方状況を把握し、処方の見直しを行う。

¹日本病院薬剤師会作成の薬剤管理サマリー等

	診療情報提供書	薬剤師が薬剤等に関するサマリーを記載できる欄に処方見直し内容やその理由を記載する。
看護師	看護サマリー	服薬状況を把握し、処方見直し内容やその理由の記載欄を加える。
事務職員等	電子カルテ	ポリファーマシーの観点も踏まえて電子カルテを運用する（活用する）。 (例) PIMs に該当する薬剤の処方時に警告メッセージが出るようにする。
—	退院時カンファレンス	退院時カンファレンスの際、処方見直し内容やその理由を関係者に伝える。
薬局薬剤師	服薬情報等提供書（トレーシングレポート）	患者の意向、処方見直し案やその理由の記載欄を加え、記載する。
	お薬手帳	処方状況を把握し、一般用医薬品等を含む服用情報について記載する。
	入院前・入院時の薬剤情報提供書（入院前・入院時薬剤サマリー）	かかりつけ患者が入院するときに服用状況を記載する。
	薬剤管理サマリー返書	病院からの薬剤管理サマリーに対する返書。

(3) 患者に働きかけ、ポリファーマシーを調整するキーマンを決める

地域で薬剤の調整を担う担当者があることで、一元的な情報管理が行えるほか、患者が相談しやすい環境を作ることが可能。

- ・地域でポリファーマシー対策の対象とする患者については、常に医療従事者によるコミュニケーションを取ることができる病院と比べ、ポリファーマシー対策への理解や自主性が求められる。このため患者や患者の家族にポリファーマシーの問題を説明したうえで、意向を確認する。
- ・その上で患者の薬剤を一元的に把握し多職種で効率的に連携して対応を進めるため、普段から患者に関わりのある者の中からポリファーマシーを調整するキーマンとして、薬剤調整を支援する者（薬剤調整支援者）を患者と相談して決めることも有効である。なお、薬剤調整を支援する者（薬剤調整支援者）は、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師等が考えられ、患者が一番相談しやすい者であることが望ましいため、患者の意思を尊重することが重要である。
- ・PIMs など特定薬剤を服用する患者や、慢性疾患患者など特定の疾患を持つ患者から始めること、協力的な患者を対象候補として進めることも考えられる。

表2 対象患者の抽出条件の例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・薬剤起因性老年症候群（→総論編 p.10 表1を参照）が疑われる場合・特に慎重な投与を要する薬物（PIMs（Potentially Inappropriate Medications））が処方に含まれる場合・転倒スクリーニングの結果、リスクが認められる場合、患者が薬剤の調整に協力的な場合 |
|--|

3. ポリファーマシー対策を始める際の課題と対応策

(1) 「多職種連携が十分でない」

- ・各職種のポリファーマシー対策における役割²（→各論編 p.7 表 1 及び p.54 別表 3 を参照）を明確にすることで、患者の生活の質（QOL:Quality of Life）の維持向上という共通の目的のもとに、処方見直しに有用な情報を共有する多職種連携・協働を図りやすくなる。

（具体的な対応策）

- ・地域における医療関係者が、医療・薬剤・介護などにかかる多職種での会合に積極的に参加し連携を図る。
- ・地域で患者情報を共有するシステムやシステムを用いない情報共有方法を通じて、多職種で情報共有して連携を図る。その際に多職種が必要とする情報が何かを事前に把握しておくことが重要である。
- ・地域でのポリファーマシー対策の相談窓口を見える化することが重要である。

(2) 「患者の服用薬の一元的把握ができない」

- ・お薬手帳の活用については、表5に挙げる課題と対応策のほか、各論編 p.8 に挙げるお薬手帳の活用方法や留意点も考慮すべきである。また、電子版お薬手帳などにより薬剤情報を電子的・一元的に管理する方法も活用しながら、患者の処方状況を正確に把握する。

表5 お薬手帳がうまく活用されていない課題とその対応策や活用方法

	課題	課題への対応策	活用方法
患者側	・持参しない ・1冊にまとめていない	・日頃から患者教育 ³ を行う ・啓発パンフレットの配布・活用	体調変化や一般用医薬品等についても記載する

²管理栄養士であれば食欲や栄養状態の改善、理学療法士であればADL(Activities of Daily Living)やリハビリテーションの効果、事務職であれば患者の在院日数の短縮など、各職種に応じた役割や目的がある。

³受診の際にお薬手帳を必ず携帯することや1冊にまとめて管理することなど、有効な活用方法について指導する。

医師・薬剤師側	患者がお薬手帳を持参しているか確認漏れがある	受診時・来局時のチェックリストにお薬手帳を含める	検査値、処方変更の理由なども記載する
---------	------------------------	--------------------------	--------------------

- ・2023 年 1 月よりオンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋の処方・調剤情報の運用が開始された。また電子処方箋⁴やマイナポータルと連携した電子版お薬手帳などにより薬剤情報を電子的・一元的に管理する方法も活用しながら、患者の処方状況を正確に把握する。

（３）「効率的に対象患者の抽出を行いたい」

- ・地域でポリファーマシー対策を進める際の効率化の方策としては、デジタルやツールを活用することが考えられる。

（具体的な対応策）

- ・薬局においてポリファーマシー患者の検出機能を入れた電子薬歴システムを使用することが考えられる。
- ・保険者においてレセプト分析で特定の条件を設定し、ポリファーマシーの可能性の高い候補者を抽出することが考えられる。
- ・診療所において電子カルテをカスタマイズし、ポリファーマシーが疑われる症状のカルテ記載や、年齢、処方薬数、薬剤種類などの条件から、対象患者を自動的に抽出できるようにする。
- ・受診時にポリファーマシーが疑われるか否かを検出できるお薬問診票⁵を用いることが考えられる。

⁴ 令和5年度 厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬安全対策課委託事業「高齢者の医薬品適正使用推進事業に係る実態調査・検討一式」で実施したアンケート結果により、電子処方箋に対応している病院のうち、約 2 割の病院が電子処方箋をポリファーマシー対策で活用したことが把握された。

⁵ お薬問診票の様式（国立長寿医療研究センター）のリンク URL

https://www.ncgg.go.jp/hospital/overview/organization/documents/20230825_monshin.pdf

(4) 「ポリファーマシーであることを判断することが難しい」

- ・ポリファーマシーが疑われる状態であるか、スクリーニング方法を活用しながら判断する。

⇒対象患者のスクリーニング例については、p.20「**第2章3. ポリファーマシー対策の場面ごとの実施例**」を参照

(5) 「医師が自科以外の処方薬を調整することが難しい」

- ・**総論編 p.8 図 4-1** 及び **p.9 図 4-2** に示すフローチャートに沿って慎重に検討する⁶。その上で、他科の処方医に処方見直しを提案する際には、表6に示す事項を明示して提案するとよい。また、処方元の医師に処方意図や処方見直しにより起こりうる問題について照会し、助言や連携を得るとよい。

表6 他科の処方薬を見直す際の確認事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・処方見直しの明確な理由・処方見直しの手順・処方見直しにより起こりうる問題・処方見直しにより問題が起こった後の対応策、フォローアップ体制 |
|---|

(6) 「病態全体をとらえることが難しい」

- ・特に診療所においては、患者の既往歴や処方歴などの情報をより多く把握することに加え、潜在的な病態がある可能性を考慮し、高齢者総合機能評価（CGA）等による日常生活機能を踏まえて処方を見直す優先順位を判断する。

⁶総合診療医（総合内科医）や老年内科医がポリファーマシー対策を統括することや、複数の診療科の薬剤に詳しい薬剤師が処方調整の助言を行うことも考えられる。

(7) 「見直し後の処方内容をかかりつけ医⁷へフィードバックする体制が構築されていない」

- かかりつけ医以外の医師がポリファーマシー対策として処方見直しを行った場合や、かかりつけ薬剤師がかかりつけ医以外の医師からかかりつけ医へのフィードバックを委ねられた場合には、かかりつけ医に対し円滑にフィードバックできるようにするため、かかりつけ医との間で日頃から円滑な関係を築いておく。

⇒かかりつけ医への情報提供内容については、p.9「表6」を参照

(8) 「人員不足のため、地域におけるポリファーマシー対策に積極的に関与する時間が作れない」

- ポリファーマシーの対象患者の抽出を行う際に、自治体や保険者と協力することや、地域個別ケア会議等の既存の会議体を活用して多職種と協力しておこなうことが考えられる。

⇒対象患者のスクリーニング例については、p.20「第2章3. ポリファーマシー対策の場面ごとの実施例」を参照

⁷本文中の「かかりつけ医」については、病院外的主治医を指し、入院中の主治医は断りが無い限り「主治医」として表記し、区別している。

第2章 ポリファーマシー対策の進め方

- ・本章では地域で包括的に複数の主体（自治体、保険者、医師会、病院関係者、診療所関係者、薬剤師会、薬局関係者、看護関係者、介護関係者、学識経験者等）と連携して、ポリファーマシー対策を推進する場合の流れを例示している。

1. ポリファーマシー対策の体制づくり

（1）ポリファーマシーの概念を確認する

- ・多剤服用とは、単に服用する薬剤数が多いことを指す。
- ・ポリファーマシーとは、単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態であり、何剤からポリファーマシーとするかについての厳密な定義はない。

⇒ポリファーマシーの概念については、「**総論編 p.2**」を参照

（2）ポリファーマシー対策の目的を確認する

- ・高齢者は加齢による生理的な変化や複数の併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用等によって安全性の問題が生じやすい状況があることから、薬物療法の適正化（薬物有害事象の回避、服薬アドヒアランスの改善、過少医療の回避）を目指し、高齢者の特徴に配慮したよりよい薬物療法を実践して問題の解消・改善を図ることがポリファーマシー対策の目的である。
- ・地域でポリファーマシー対策を進めるためには、地域全体で処方意図や医療機関退院後の方針について地域で共有することが必要になる。そのため、地域包括ケアシステムにかかわる医療関係者・介護関係者との連携までを地域におけるポリファーマシー対策の取組として捉えることが望ましい。

（3）資料を取りそろえる

表7 取りそろえておくべき資料

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」・「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別））」 |
|--|

・「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン 2015」(2016 年 10 月日本老年医学会)

※特に慎重な投与を要する薬物(PIMs)リスト、開始を考慮すべき薬物のリストも掲載されている

(4) ポリファーマシー対策を推進する担当者を決める

- ・地域全体でポリファーマシー対策を推進するためには、地域のポリファーマシーの実行を推進する「地域ポリファーマシーコーディネーター⁸」を定めることが効果的と考えられる。担当者としては、中核病院の地域連携室等に所属する医療従事者や地域の薬剤師会に所属する薬剤師等が考えられる。
- ・この担当者は、自治体や地域の医師会・中核病院などの、地域医療を中心的に推進する主体の理解を得ながら、地域でのポリファーマシー推進のあり方を検討し、それを実行する役割を担う。また地域の薬剤師会や看護や介護の関係団体、保険者などとの連携を深める役割を担うことも望まれる。
- ・個別の患者に対して、地域でのポリファーマシー対策を実施する際には役割分担（役割の重複を防ぐのではなく、役割に気づいてもらうことが目的）と連携が必要である。この際、個別の患者のポリファーマシー対策の中心となる「薬剤調整を支援する者(薬剤調整支援者)⁹」の役割について、地域の医療従事者等の理解を図ることが効果的と考えられる。

(5) 自治体や保険者がポリファーマシー対策に関わる

- ・地域が一体となってポリファーマシー対策を実施していくにあたっては、医療・介護関係者だけではなく、自治体や保険者が取り組みに参加することも重要である。
- ・自治体や保険者が地域の医療・介護関係者が意見交換をするための会議を主催することで、医療・介護関係者はより一層円滑に連携していくことが可能になると考えられる。

8 地域の医療・介護関係者たちの理解を得ながら協働し、地域のポリファーマシー対策の方針の検討等を行う、地域のポリファーマシー対策の旗振り役。

9 ポリファーマシー対策に関する一定の知識を有し、患者の処方状況・服薬状況を把握し、患者の状態にあった適切な処方・服用を実現するために必要に応じて患者に関りのある医療機関や薬局等に働きかけ（処方変更の提案 等）を行うことを通じて患者を支援する者。

- 住民へのポリファーマシー対策に関する普及・啓発活動等を自治体や保険者が医療関係団体等と協力して実施していくことで、更なる地域のポリファーマシーへの理解促進が実現すると考えられる。
- 保険者がレセプトデータの分析を通じて、ポリファーマシー対策の対象患者の抽出を行い、医療関係者に連携することも効果的である。

(6) 地域包括ケアシステムを担う医療・介護関係者等との連携体制をつくる

- ・地域包括ケアシステムを担う医療・介護関係者等¹⁰との連携は、継続的な医療・介護を患者へ提供するために医療分野、介護分野、地域包括支援センターなど地域からのポリファーマシー対策に関する相談を受けるなど対象患者に関わる関係者と幅広く関係を築くことが重要である。
- ・地域ケア個別会議などの地域における多職種連携のための会合や、各職能団体や地方自治体が主催する研修会などに出向き、ポリファーマシー対策を説明し協力を求め、地域ポリファーマシーコーディネーターの顔を覚えてもらい窓口として機能できる体制を構築することが望まれる¹¹。

(中核病院の地域連携室を活用する仕組みをつくる)

- ・中核病院の地域連携室が患者から得る情報、患者に渡す情報にポリファーマシー対策の視点を加える。またポリファーマシー対策の担当者が地域連携室から情報を得る仕組みをつくる。仕組みづくりにあたり、地域連携室に所属する薬剤師が助言を行うことができる体制を作ることにも有効である。

(中核病院の薬剤師と薬局の薬剤師が連携する環境をつくる)

- ・薬局の薬剤師を受け入れ、薬局の薬剤師と病院薬剤師が交流できる環境を醸成するために、中核医療機関において、例えば薬局の薬剤師の研修を受け入れる等の取り組みを行うことが考えられる。また、病院薬剤師が薬局の業務を経験する機会を設けることや、病院薬剤師と薬局の薬剤師が意見交換・事例共有出来る場を設けることも有効である。これによって地域における病院・薬局に所属する薬剤師間の関係性が強化され、ポリファーマシー対策を行う際の円滑な連携に寄与する。

¹⁰ 連携先としては、医療分野の職能団体、病院、診療所、薬局など個別の医療関係施設がある。また、介護分野として、介護支援専門員の所属する職能団体、個別の介護事業所・施設も連携先となる。

¹¹ 中核病院が主催する会合や研修会に連携先の関係者を招くなどの交流や、地域医療支援病院における地域の医療従事者への研修の一環として行うことも有効である。

(7) デジタル技術を活用してポリファーマシー対策を進める

- 電子カルテシステム、電子版お薬手帳や情報通信端末等のツールの活用により、ポリファーマシー対策の実施に伴う業務¹²をより効率的に行えるようになることが期待される。
- なお、疾病情報などの個人情報扱うことから、院外関係者へ情報提供を行う際には、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス¹³」や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン¹⁴」を踏まえ、必要な対応をとる。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認について、令和5年4月より、保険医療機関・薬局においてシステム導入が原則として義務づけられた。マイナンバーカードを用いると、患者自身の処方薬の履歴がわかることから、ポリファーマシー対策に活用することができるため、普段からマイナンバーカードを持参いただくよう呼び掛けることも有用である。
- デジタル化を進めるにあたり、システムの新規導入には費用面でも問題がある。このため既存の電子カルテシステム等を用いて、できるところからポリファーマシー対策をはじめることが望まれる。

(8) 費用について考慮する

- 地域のポリファーマシー対策を推進するにあたって特に費用が発生することが考えられる場面として、「多職種連携のための会合」の開催等、地域の医療・介護関係者への啓発活動等が考えられる。その際発生する費用としては、会場費や資料代などが考えられるが、自治体から支援を受けることや、参加者が負担することが考えられる。

¹²ポリファーマシー対策の対象となる患者の抽出、多職種間での医療情報共有・意思決定、患者が服用している薬剤の把握などを行う際に活用が期待される。

¹³令和5年3月29日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号
個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添

¹⁴医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html

2. ポリファーマシー対策の実施

(1) 地域でのポリファーマシー対策の全体的な方針を会議体で検討する

- ・地域全体でポリファーマシー対策を継続的に推進していくためには、地域ポリファーマシーコーディネーターが中心となって、地域の関係者（自治体や地域の医師会・中核病院・地域薬剤師会などの地域医療を中心的に推進する主体の担当者）と地域におけるポリファーマシー対策の全体的な方針について定期的に検討することが望ましい。
- ・会議体は必ずしもポリファーマシー対策に特化したものを設ける必要はなく、他の薬剤等に関わる地域での問題について話し合う既存の会議体の時間の一部を活用するなどの方法でも構わない。
- ・会議体では、例えば、地域におけるポリファーマシー対策に関する取り決めや手順を定めた手順書の作成、地域における医療・介護関係者¹⁵への理解の醸成の在り方、地域でのポリファーマシー対策の実態を把握するためのアンケート調査の実施や、情報連携の在り方などを協議することが考えられる。¹⁶
- ・会議体の構成員としては、例えば、自治体、保険者、医師会、病院関係者、診療所関係者、薬剤師会、薬局関係者、看護関係者、介護関係者、学識経験者等とすることが考えられる。

(2) 地域の現状を把握する

ポリファーマシー対策を始める前に、対象患者数の把握や職員の意識調査を行うと、介入対象を絞り込みやすくなり、対策導入後のアウトカム評価も行いやすくなる。

- ・ポリファーマシーや多剤服用に関して困っている患者を把握するために、患者家族、ケアマネジャー、介護事業者などの服薬介助者に服薬問題全般についてヒアリングを行う際、ポリファーマシーについても確認することが重要である。
- ・医療・介護関係者に対しアンケート調査を行うことで、ポリファーマシーになっている患者を抽出するとともに、医療・介護関係者の動機付けにもつながる。

¹⁵ 医療関係者としては、医療分野の職能団体、病院、診療所、薬局など個別の医療関係施設が考えられる。介護関係者としては、介護支援専門員の所属する職能団体、個別の介護事業所・施設も連携先となる。

¹⁶ 厚生労働省「令和4年度高齢者医薬品適正使用推進事業」にて4つのモデル地域において実際にポリファーマシー対策に取り組み、地域での取組みにおける課題抽出等を行った。

表1 ポリファーマシーに関して現場で困っていることの例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ポリファーマシー対策に関する医療・介護関係者等のコンセンサスが無い・服用薬剤数が多く、服用方法の説明・管理が難しい・ポリファーマシーに関連してせん妄や転倒が発生する |
|---|

(3) 地域住民の理解を深める

地域住民向けのお薬相談会や健康相談会、高齢者のサロン、通いの場などでポリファーマシーを取り上げ、地域住民の理解を深める。

- ・行政や薬剤師会などが、ショッピングセンターや地域交流会などの人が集まりやすい場所で、地域の方を対象に健康啓発活動を行うなかで、講演、お薬相談会、パンフレットの配布などを通じ、地域住民のポリファーマシー対策に対する理解を深めることが重要である。

(4) 地域の医療・介護関係者等の理解を得る

地域の医療・介護関係者等に対し、訪問や講演などを通じて説明を行い、ポリファーマシー対策を始めることに理解を得る。

- ・ポリファーマシー対策では処方医の理解を得ることが必要であるため、あらかじめ地域の処方医に説明を行い、理解を得ることが重要である。
- ・また病院と異なり、地域でのポリファーマシー対策ではポリファーマシーの患者を様々な機会で見つけることが想定される。具体的な機会としては、診療所、薬局、介護施設、要介護者の居宅などが考えられる。またポリファーマシーを見つける職種等としては、医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、介護職員、民生委員、患者の家族などが考えられる。
- ・ポリファーマシー対策を進めるにあたり、これらの関係者の理解を得るために、関係者への訪問による説明、関係者が集まった場における講演などを行い、理解を得ることが重要である。

(5) 地域で啓発活動を行う

- ・地域全体でポリファーマシー対策を推進するためには、多様な医療・介護関係者が、地域の関係者の理解のもと、それぞれの役割をもって積極的に協働できる環境が醸成されることが必要である。そのために、地域ポリファーマシーコーディネーター等による医療・介護関係者への普及啓発活動はポリファーマシー対策を推進する上で非常に重要な取り組みになる。(処方変更を主導的に担う主治医に対する普及啓発は、特に重要な要素である。) また、薬剤調整を支援する者(薬剤調整支援者)に対してポリファーマシー対策の重要性を改めて啓発を行う・薬剤調整を支援する者(薬剤調整支援者)同士による検討会を実施する等の方法で処方確認の流れや処方変更の提案の流れを共有することが重要である。
- ・医療・介護従事者への普及啓発活動は医師会・薬剤師会等が主導で勉強会を実施する他、地域のポリファーマシー対策に関する意識調査のアンケートを実施し、その結果をフィードバックすること等で実施することができる。
- ・更に、ポリファーマシー対策を実施するにあたって患者の理解が重要であることから、地域のイベント等で患者向けの啓発活動を行うことも重要である。

(6) ポリファーマシー対策の成果をモニタリングする

- ・ポリファーマシー対策の成果をモニタリングし、活動の改善や活動に対する理解や職員のモチベーション向上につなげる。
- ・モニタリングの指標は個々の診療所や薬局で把握可能な内容のほか、連携する医療機関・薬局などに対するアンケート調査を行って収集してもよい。
- ・マクロ的な指標だけでなく、個別の患者のポリファーマシー対策にかかる症例を共有することも考えられる。

表8 成果把握のためのモニタリング指標

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・処方見直しの対象となる患者数・年齢・疾患などの特性の推移・対象患者の処方薬剤数・服用回数の推移、処方見直しの理由・診療報酬の算定状況の推移(薬剤総合評価調整管理料、薬剤総合評価調整加算、薬剤調整加算、服用薬剤調整支援料など)・薬剤費の推移・ポリファーマシー対策に関する地域における活動回数(勉強会、会合など)・ポリファーマシーやその必要性に対する医療・介護関係者の理解度・関心度 |
|---|

- 処方見直しを行った患者に対する退院後の処方内容の維持状況
- 処方見直しを行った患者に対する退院後の処方見直しに起因する問題発生状況

3. ポリファーマシー対策の場面ごとの実施例

(1) 外来・在宅医療を受けている患者に対応する

- ・入院には至らない慢性疾患患者などを対象にポリファーマシー対策を行う場合、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師等のポリファーマシー対策について一定の知識がある医療専門職が中心になって対応することが想定される。
- ・対象患者は、かかりつけ医、かかりつけ薬剤師等が、看護師・保健師、ケアマネジャー、介護職などの気づきをもとに抽出することが望まれる。
- ・特に高齢者においては複数医療機関や多科受診をしている場合があるため、一人の対象患者に対して、一人の薬剤調整を支援する者（薬剤調整支援者）を定め、薬剤調整を支援する者（薬剤調整支援者）が、患者の処方状況・服薬状況を把握し、処方見直しの方策を検討し、当該患者に関りのある医療機関や薬局等に働きかけ（処方変更の提案 等）を行うことが望ましい。
- ・在宅医療において、ケアマネジャー、介護職がかかりつけ医やかかりつけ薬剤師と連携が取りづらい場合は、訪問看護師等がケアマネジャー、介護職の気づきを拾い上げ、かかりつけ医・かかりつけ薬剤師と連携していくことも考えられる。

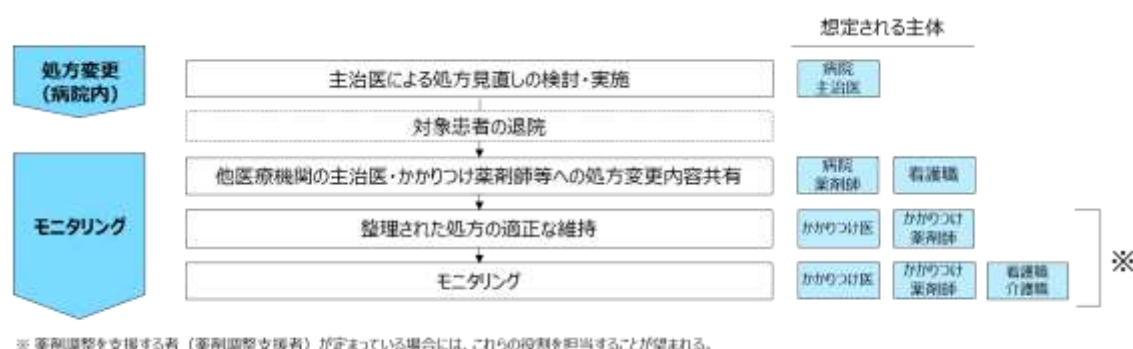


※ 薬剤調整を支援する者（薬剤調整支援者）が定まっている場合には、これらの役割を担うことが望まれる。

(2) 医療機関から退院した患者に対応する

- ・中核病院を退院した後、入院時に整理された処方がその後も適切に維持されるためには、中核病院と診療所が中心になって対応することが想定される。

- ・退院後、入院時に整理された処方が地域でその後も適切に維持されるためには、処方整理の理由等の情報が中核病院から地域の診療所に連携されることが必要である。そのための方法として、退院時に薬剤情報を提供する「薬剤管理サマリー」の様式や運用ルールを地域で定めること等が考えられる。
- ・あわせて、服用薬を一元的に管理している担当者（かかりつけ薬剤師等や薬剤調整を支援する者（薬剤調整支援者）が想定される）に対しても処方整理の理由を共有することも重要である。処方変更経緯を理解した担当者が、退院後、入院時整理された処方が地域で適正に維持されているかについてモニターし、その結果が関係者に共有されることが望ましい。



（３）介護老人保健施設等に対応する

- ・介護老人保健施設等は、入所者が比較的長期間医師の管理下にいるため、ポリファーマシー対策が行いやすい環境にあるといえる。そのため、介護老人保健施設等の入所者に対するポリファーマシー対策を実施することは、地域のポリファーマシー対策を推進する上でも重要である。
- ・ただし、介護老人保健施設等については医療機関と比較したとき、ポリファーマシー対策に時間を割くことができる医療従事者が十分でないことが想定されるため、併設病院の医師・薬剤師と連携した取り組みを実施することが望ましい。

（４）自治体や保険者と協力して対応する

- ・対象患者の抽出は、自治体や保険者がレセプトデータ等の分析を通じて行うことも考えられる。抽出を行ったあと、ポリファーマシー対策に繋げる方法としては「対象患者本人にポリファーマシーに関する相談を促す通知を郵送し、主治医やかかりつけ薬剤師への相談を促す」「主治医やかかりつけ薬剤師に処方情報を共有し、次回受診時に患者に必要な応じて処方変更について患者に呼び掛ける」こと等が考えられる。

- 対象患者を抽出したあと、郵送等の手段で通知を行うだけでは対象患者の自発的な相談に繋がらない場合がある。そのため、以下に示すパターンのように患者の自発的な相談をきっかけに処方変更を行う場合は、患者や患者家族に対する普及・啓発活動もあわせて実施をする必要があることに留意する。



※ 薬剤調整を支援する者（薬剤調整支援者）が定まっている場合には、これらの役割を担当することが望まれる。

（５）多職種で協力して対応する

- 多職種が集まる会議体（地域ケア個別会議等）の場で、対象患者の抽出を行うことも考えられる。抽出を行ったあと、ポリファーマシー対策に繋げる方法としてはかかりつけ医やかかりつけ薬剤師等に情報の連携を行い、ポリファーマシー対策の必要性の判断を促すこと等が考えられる。
- このような方法でポリファーマシー対策を行う際には、地域ケア個別会議等にポリファーマシー対策に関する知識をもつ者が定期的に参加する仕組みを設けることも有効になる。



※ 薬剤調整を支援する者（薬剤調整支援者）が定まっている場合には、これらの役割を担当することが望まれる。

4. 様式事例集

- ・ポリファーマシー対策で使用する様式の例として、別紙の様式事例集に以下を示す。

○規程の作成

- ① 高齢者薬物療法適正化委員会規程（国立長寿医療研究センター）
- ② ポリファーマシー対策チーム運営要領（国立長寿医療研究センター）
- ③ 高齢者医薬品適正使用推進委員会規程（広島市）
- ④ ポリファーマシー対策の推進に関する連携協力協定書（広島市）

○ポリファーマシーが疑われる患者の抽出

- ⑤ 入院前情報提供書（依頼書及び返書）（三豊総合病院）
- ⑥ 持参薬評価テンプレート（東京大学医学部附属病院）
- ⑦ 持参薬評価表（国立長寿医療研究センター）
- ⑧ 訪問薬剤管理指導報告書（三豊総合病院）
- ⑨ 服薬情報提供書（東北大学病院）
- ⑩ 服薬情報提供書（富山労災病院）

○処方見直し結果の情報提供

- ⑪ 施設間情報提供書（JCHO 九州病院）
- ⑫ 薬剤管理サマリー（日本病院薬剤師会）
- ⑬ 薬剤管理サマリー（三豊総合病院）
- ⑭ 退院時のお薬について（お薬手帳を用いた情報提供の例）（JCHO 九州病院）

○処方見直し後の状況把握

- ⑮ 介入状況報告書（薬剤管理サマリー返書）（三豊総合病院）

第3章 本書の検討体制

本書は、厚生労働省医薬局医薬安全対策課による委託事業である「高齢者の医薬品適正使用推進事業に係る実態調査及び指針と業務手順書等の見直しの検討・作成一式」（受託者：株式会社NTTデータ経営研究所）において設置された委員会における検討に基づき取りまとめたものである。本書の作成にあたっては以下の委員より多大なご協力を頂いた。

「高齢者の医薬品適正使用推進事業に係る実態調査及び指針と業務手順書等の見直しの検討・作成一式」委員会 委員一覧

◎ 秋下 雅弘	地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター センター長
岡本 充子	社会医療法人近森会 統括看護部長 老人看護専門看護師
篠永 浩	三豊総合病院 薬剤部 副薬剤部長
橋場 元	公益社団法人 日本薬剤師会 常務理事
畑 世剛	一般社団法人 宝塚市薬剤師会 副会長
水上 勝義	公益社団法人日本精神神経学会 筑波大学 人間総合科学学術院 教授
溝神 文博	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 薬剤部 長寿医療研修部 高齢者薬学教育研修室 室長
美原 盤	公益財団法人全日本病院協会 副会長
宮川 政昭	公益社団法人 日本医師会 常任理事

◎ 委員長

（計9名，敬称略、氏名五十音順）

●●市高齢者医薬品適正使用推進委員会規程

(令和4年度高齢者医薬品適正使用推進事業に係る地域調査事業にて作成した規程を
改変)

【目的】

●●市健康福祉課、●●市域の医師会及び薬剤師会、全国健康保険協会●●支部が連携協定を締結し、対象者（特定の年齢に達した高齢者でかつ一定数以上の薬剤が処方された方）に対して、服薬情報のお知らせ文書を送付し、それを保険薬局に持参された方を対象として、ポリファーマシー対策を行ってきた。本委員会はこれまでの●●市域ポリファーマシー事業の経験を踏まえたうえでの地域におけるポリファーマシー対策を実践することを目的とする。

【体制】

一般社団法人●●市薬剤師会役員及び一般社団法人●●市医師会役員から委員を選出する。

【運営】

年4回の会議及びメーリングリストによる報告と意見交換、一般社団法人●●市薬剤師会、一般社団法人●●市医師会会員へのポリファーマシー対策に関する研修会、症例検討会を開催し、各会員への啓発活動を行う。

【継続的な取り組み】

期間終了後は一般社団法人●●市薬剤師会会員、一般社団法人●●市医師会会員を対象としたポリファーマシー対策に関する研修会を定期的を開催するため、一般社団法人●●市薬剤師会薬局機能向上委員会にて企画運営を行うこととする。

ポリファーマシー対策の推進に関する連携協力協定書

平成30年3月29日

●●●●●●●●●●●●●●●●(以下「甲」という。)、●●●●●●●●●●●●●●●●(以下「乙」という。)、●●●●●●●●●●●●●●●●(以下「丙」という。)、●●●●●●●●●●●●●●●●(以下「丁」という。)、●●●●●●●●●●●●●●●●(以下「戊」という。)、●●●●●●●●●●●●●●●●(以下「己」という。)、●●●●●●●●●●●●●●●●(以下「庚」という。)、●●●●●●●●●●●●●●●●(以下「辛」という。)及び●●●●●●●●●●●●●●●●(以下「壬」という。)は、ポリファーマシー対策を相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬(以下「甲等」という。)が相互に連携・協力して、ポリファーマシー対策に取り組むことにより、地域における医薬品の適正使用を推進し、●●市内に住所を有する●●市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者並びに全国健康保険協会●●支部の被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)の健康の保持増進、医療費の適正化等を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲等は、相互に連携・協力して、前条に規定する目的を達成するため、被保険者等のレセプトから重複多剤服薬者を抽出した上で、重複多剤服薬者に対して服薬状況を記載した通知を送付し、かかりつけ医やかかりつけ薬局への相談を促し、重複多剤服薬・相互作用の防止、減薬・残薬調整等に取り組むものとする。

2 甲等は、前項の取組を効果的に実施するため、必要な協議を行うものとする。

(守秘義務)

第3条 甲等は、本協定に基づく取組により知り得た甲等の秘密及び個人情報を、当該秘密及び個人情報を提供した相手方の事前の承諾なしに、第三者に提供若しくは漏洩し、又は第1条の目的外に利用してはならない。

2 甲等は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定内容の変更)

第4条 甲等のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲等で協議して、必要な変更又は解除を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲等が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲等で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲等がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

甲 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
○○○○ ○○○ ○○○

乙 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
○○○○ ○○○ ○○○

丙 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
○○○○ ○○○ ○○○

丁 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
○○○○ ○○○ ○○○

戊 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
○○○○ ○○○ ○○○

己 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
○○○○ ○○○ ○○○

庚 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
○○○○ ○○○ ○○○

辛 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
○○○○ ○○○ ○○○

壬 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
○○○○ ○○○ ○○○

入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書（入院前情報提供書）
【依頼書】

別添

病院からの依頼年月日 xx 年 xx 月 xx 日

保険薬局名	●●薬局
住 所	●●
電 話	xxx-xxx-xxxx
F a x	xxx-xxx-xxxx



医療機関名	三豊総合病院
住 所	香川県観音寺市豊浜町姫浜708番地
電 話	xxx-xxx-xxxx（代表）
F a x	xxx-xxx-xxxx（薬剤部）

平素よりお世話になっております。
この度、貴薬局にて薬剤管理中の〇〇様が当院へ入院することとなりました。
ご多忙中恐れ入りますが、服用状況等の確認及び中止薬に対する対応等について依頼させていただきますので「入院前情報提供書（返書）」の提出をよろしくお願い致します。
当院で把握している服用薬等に関する情報は別途、「薬剤鑑別報告書」を添付させていただきます。

患者様が貴薬局へ来局されず、電話連絡等による対応のみされた場合でも「入院前情報提供書（返書）」の提出をお願いいたします。

患者情報							
患者ID	xx-xxxx-x	氏名	●●				
性別	女性	生年月日	●年●月●日				
住所	●●	電話番号	xxx-xxx-xxxx				
入院予定・中止薬等に関する情報							
入院科	循環器内科	入院目的（検査・手術）	心不全の精査、コントロール				
入院予定日	xx 年 xx 月 xx 日	手術予定日	xx 年 xx 月 xx 日				
術前中止等を 考慮する薬剤	☐ 有り ☒ 無し	薬剤名	指示	中止日	薬剤名	指示	中止日
副作用 アレルギー歴	☐ 有り ☒ 無し						
サプリメント 健康食品	☐ 有り ☒ 無し						
依頼事項等							
依頼事項	☒ 「入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書」の提出 ☐ 中止薬対応						
	☒ 来局がない場合の電話対応 ☐ 残薬等の整理 ☐ その他（ ）						
その他 （特記事項）	特になし						

「入院前情報提供書（返書）」については、入院予定日の2日前までにメール（xxxx@xxxx.xxx）またはFAX（薬剤部：xxx-xxx-xxxx）での返信をお願い致します。
ご不明点等あれば、三豊総合病院 薬剤部（TEL：xxx-xxx-xxxx）まで御連絡お願い致します。

FAX：

FAX の流れ：保険薬局→薬剤部→処方医→薬剤部→保険薬局

報告日： 年 月 日

服薬情報提供書

<注意> FAX による情報伝達は、疑義照会ではありません。疑義照会は通常通り電話にてお願いします。

担当医 先生 御机下	保険薬局 名称・所在地
患者 ID: 患者名: 様	電話番号:
	FAX 番号:
	担当薬剤師名: 印
この情報を伝えることに対して患者の同意を ☒ 得た。 ☐ 得ていない。 ☐ 患者は主治医への報告を拒否していますが、治療上重要だと思われるので報告いたします。	

処方せんに基づき調剤を行い、薬剤交付いたしました。

下記のとおり、ご報告いたします。ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【所見】

- ・ R5.8.8 処方時に残薬が約 1 か月分あり、日数を減らしての対応となっている。
- ・ 高齢であり、肝機能検査値の軽度上昇がみられている (AST66、ALT64)。
- ・ 昼のアスパラギン酸 K 錠が残っている中、K+が 4.3mEq/L と安定している。

【薬剤師としての提案事項】

- ・ 寝る前の酸化マグネシウムが多数残っており、次回の処方中止を提案させていただきます。
- ・ 肝機能が低下している場合、ロスバスタチンの血中濃度上昇により副作用が起きるリスクが高くなる可能性があります。LDL-cho が 36 mg/dL と低値となっていることも考慮して、次回のロスバスタチン錠 5 mg 中止、またはロスバスタチン錠 2.5 mg への減量を提案させていただきます。
- ・ 昼のアスパラギン酸 K 錠を飲まないことが多くなっていますが、K 値は安定しているため、1 日 2 回朝夕食後 2 錠への減量を提案させていただきます。

なお、大変お手数をおかけしますが、提案事項について先生のお考えをお聞かせいただき、今後の参考とさせていただきますと存じます。よろしければ、下記にご記入いただき、返信いただければ幸いです。

【返信欄】

対応（医師記入欄）

- ☐ 報告内容を確認しました。
- ☐ 次回から提案通りの内容に変更します。
- ☐ 提案の意図は理解しましたが、現状のまま継続し経過観察します。
- ☐ 提案の内容を考慮し、以下のように対応します。

--

医師名

※本紙をお受け取りになった医師は返信欄にコメントいただき、薬剤部へご返送ください。

※各論編・事例4を参考に作成(85歳女性、在宅医療)

FAX:三豊総合病院薬剤部 XXX-XX-XXXX

保険薬局 → 薬剤部 → 処方医師

三豊総合病院 御中

報告日 ____XX__年__XX__月__XX__日

別添8



介入状況報告書(薬剤管理サマリー返書)

診療科	■■■科	保険薬局 名称・所在地 ■■■薬局〇〇店 ××市〇〇町 2-1-12			
医師名	〇〇先生御侍史				
院内担当薬剤師					
患者ID	XX-XXXX-X	電話番号	XXX-XXX-XXXX	FAX番号	XXX-XXX-XXXX
患者名	△△ △△	担当薬剤師	●● 印		
入院日	退院日	この情報を伝えることに対して患者様の同意を ☒ 得た ☐ 得ていない			
XX/XX	XX/XX	☐ 患者様は医師への報告を拒否していますが、治療上重要だと考えられるので報告します。			

退院時に情報提供が必要と判断した患者様です。細やかなフォローアップをお願い致します。

【管理者、調剤形態、生活環境に変更がありましたら、お知らせください。】

☐ 変更なし ☒ 変更あり 腰痛のため、外出ができなくなった

◆ 退院時の定期内服数 7 剤 現在の定期内服数 2 剤 (頓服・貼付剤・服用日数4週未満は除く)

【退院後から現在の服用状況について確認をお願い致します。(複数選択可)】

☐ 薬の飲み忘れがあった ☒ 薬の使用方法に関して気に留めていない
☐ 具合の良いときに、薬を休んでしまった ☐ 薬を飲んで具合が悪くなり、服用をやめてしまった
☐ 問題なし

【評価・対応】

☐ 副作用モニタリング ☐ 処方変更に伴う薬学的評価 ☐ 薬剤投与方法 ☐ フレイル・低栄養
☐ 生活環境 ☐ 飲み忘れ ☐ 残薬 ☐ 残数ばらつき ☐ 自己調整
☐ 身体機能の低下 ☐ 認知機能の低下 ☐ 薬への不安 ☐ 生活習慣 ☐ ポリファーマシー

上記項目について、以下の様に 評価・対応 しました。

☐ 問題なし ☐ 問題あり ☒ 追加対応 食欲低下があり、グリメピリド及びドネペジル等を中止しています

【身体所見】可能な範囲で記入をお願いします。

体重 xx kg 血圧100-110/50-60mmHG 脈拍 xx /分

【報告および提案事項】

薬は90歳の夫が管理していましたが、本人が腰痛のため外出できなくなってからも外来時の処方薬を長期継続されていました。定期的な通院することが困難になったため、かかりつけ医が訪問診療を開始し、食欲が低下していること、低血糖状態を生じていることが明らかとなり、グリメピリド及び食欲を低下させる恐れのあるドネペジルを中止しています。
また、血圧も100-110/50-60mmHg程度に低下したため、アムロジピンを中止。慢性腎臓病を有していることから、高マグネシウム血症を起こしやすいため、酸化マグネシウムを中止し、便秘が続くときにセンノイドを頓用することとしています。
夕食後からうとうとして就寝前にプロチゾラムを飲み忘れることが多いことも判明したため、プロチゾラムも中止しています。

退院後の定期服用
内服数を記載

退院後の服薬アドヒ
アランスを確認

退院時に注意喚起を
行った事項(ポリファ
ーマシー対策等)の評価
と対応を記載

各種評価や対策に基
づいた処方提案内容
等を記載

- ☐ 患者の問題点は解決しましたので、介入・報告を終了します。
☒ 患者の問題点に対し、今後も引き続き介入・報告をしていきます。